

# 第 1 編 概 況

## 第1章 人口動態

### 1 概 況

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市町村長に届出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届出書から、人口動態調査令に基づいて各調査票が作成される。

人口動態統計は、この調査票をもとに人口の動態事象を統計的に把握したもので、行政施策の立案や保健医療の基礎資料として広く活用され、人口集団の動向を知る上で重要な役割を果たしている。

平成19年の福島県の人口動態事象の概況は、表1、表2のとおりである。

第1表 人口動態総覧・対前年比較

	実 数			率			平均発生件数					
	平成19年	平成18年	対前年増減	平成19年	平成18年	対前年増減	平成19年			平成18年		
							時	分	秒	時	分	秒
出 生	17,101	17,541	△ 440	8.3	8.5	△ 0.2	0	30	44	0	29	58
死 亡	21,339	20,528	811	10.4	9.9	0.5	0	24	38	0	25	36
乳児死亡	44	41	3	2.6	2.3	0.3	199	5	27	213	39	31
新生児死亡	19	19	0	1.1	1.1	0.0	461	3	9	461	3	9
自然増加	△ 4,238	△ 2,987	△ 1,251	△ 2.1	△ 1.4	△ 0.7						
死 産	490	525	△ 35	27.9	29.1	△ 1.2	17	52	39	16	41	9
自然死産	243	202	41	13.8	11.2	2.6	36	2	58	43	21	59
人工死産	247	323	△ 76	14.0	17.9	△ 3.9	35	27	56	27	7	15
周産期死亡	78	71	7	4.5	4.0	0.5	112	18	28	123	22	49
妊娠満22週以後の死産	62	54	8	3.6	3.1	0.5	141	17	25	162	13	20
早期新生児死亡	16	17	△ 1	0.9	1.0	△ 0.1	547	30	0	515	17	39
婚 姻	10,178	10,512	△ 334	4.9	5.1	△ 0.2	0	51	38	0	50	0
離 婚	4,159	4,152	7	2.02	2.01	0.01	2	6	23	2	6	35

### 合計特殊出生率

合計特殊出生率	福島県			全国平均			全国順位		
	平成19年	平成18年	平成17年	平成19年	平成18年	平成17年	平成19年	平成18年	平成17年
	1.49	1.49	1.49	1.34	1.32	1.26	8	9	4

(注) 出生、死亡、自然増加、婚姻、離婚率は人口千対。

乳児、新生児、早期新生児死亡率は出生千対。

死産率は出産(出生+死産)千対。

周産期死亡率及び妊娠22週以後の死産率は出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対。

※算出に用いた人口

平成19年 県人口(日本人人口) 2,057,000人「平成19年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)

平成18年 県人口(日本人人口) 2,070,000人「平成18年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)

第2表

人口動態総覧(率)・対全国比較

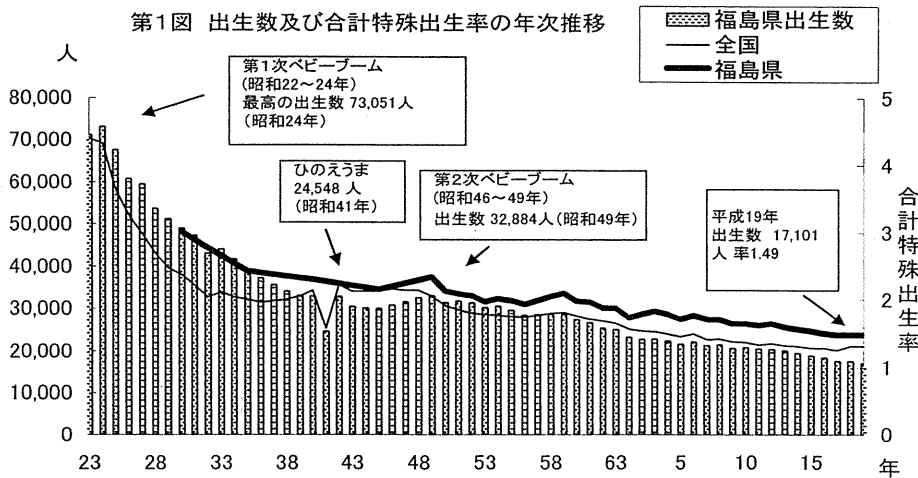
	平成19年				平成18年			
	福島県 (A)	全国平均 (B)	比較 (A)-(B)	全国順位 (率の高いほう からの順位)	福島県 (A)	全国平均 (B)	比較 (A)-(B)	全国順位 (率の高いほう からの順位)
出生	8.3	8.6	△ 0.3	32	8.5	8.7	△ 0.2	29
死亡	10.4	8.8	1.6	16	9.9	8.6	1.3	18
乳児死亡	2.6	2.6	0.0	22	2.3	2.6	△ 0.3	37
新生児死亡	1.1	1.3	△ 0.2	33	1.1	1.3	△ 0.2	35
自然増加	△ 2.1	△ 0.1	△ 2.0	32	△ 1.4	0.1	△ 1.5	28
死産	27.9	26.2	1.7	18	29.1	27.5	1.6	16
自然死産	13.8	11.7	2.1	-	11.2	11.9	△ 0.7	-
人工死産	14.0	14.5	△ 0.5	-	17.9	15.6	2.3	-
周産期死亡	4.5	4.5	0.0	19	4.0	4.7	△ 0.7	39
妊娠満22週 以後の死産	3.6	3.5	0.1	-	3.1	3.7	△ 0.6	-
早期新生児 死亡	0.9	1.0	△ 0.1	-	1.0	1.0	0.0	-
婚姻	4.9	5.7	△ 0.8	33	5.1	5.8	△ 0.7	32
離婚	2.02	2.02	0.00	14	2.01	2.04	△ 0.03	19

2 出生

(1) 出生の動向

平成19年の出生数は17,101人で、前年の17,541人より440人減少し、出生率(人口千対)は8.3で前年の8.5を0.2下回った。また、全国と比較すると、全国の8.6より0.3下回り、全国順位は32位となっている。出生数の年次推移をみると、昭和22~24年の第1次ベビーブーム期には出生数は70千人台であったが、昭和25年以降減少した。昭和46~49年の第2次ベビーブーム期にやや増加し30千人台となったが、昭和50年以降は再び減少傾向となった。その後、増加と減少を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向となり、平成18年は8年ぶりに増加したが19年には再び減少に転じた。

なお、平成19年の合計特殊出生率は前年と同率の1.49で、全国平均の1.34を0.15上回っており、全国8位となっている。(第1図)



(2) 出生順位別にみた出生

出生順位別にみると、出生数は第1子7,652人(対前年比299人の減)、第2子6,375人(同191人の減)、第3子2,486人(同28人の増)、第4子以上は588人(同22人の増)となった。

出生順位別割合を年次別にみると、表3のとおり昭和35年には第1子及び第2子の占める割合は65.2%であったが、逐年その割合が増大し、50年以降はほぼ80%前後で推移している。

平成19年は、第1子が44.8%、第2子が37.3%、第3子が14.5%、第4子以上が3.4%となり、第1子及び第2子で全出生数の82.1%を占めている。(第3表)

第3表 出生順位別出生割合・年次別

	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上
昭和35年	100.0	35.0	30.2	17.3	8.9	8.6
40	100.0	37.1	36.6	17.1	5.7	3.6
45	100.0	40.6	36.5	17.2	4.0	1.8
50	100.0	41.8	38.7	15.5	3.0	1.0
55	100.0	39.5	38.5	18.4	2.8	0.8
60	100.0	38.8	37.7	19.3	3.3	0.9
平成2年	100.0	39.1	37.2	19.2	3.7	0.8
7	100.0	43.3	35.8	16.7	3.3	0.9
12	100.0	46.6	35.9	14.1	2.6	0.7
15	100.0	46.0	37.7	13.0	2.3	0.9
16	100.0	45.6	38.0	13.3	2.4	0.7
17	100.0	45.0	38.3	13.6	2.3	0.8
18	100.0	45.3	37.4	14.0	2.5	0.7
19	100.0	44.8	37.3	14.5	2.6	0.8

(3) 母の年齢別にみた出生

母の年齢(5歳階級)別出生数をみると、最も多いのは25~29歳の5,781人(前年比184人の減)、次いで30~34歳5,579人(同94人の減)、20~24歳2,872人(同154人の減)3,026人となっている。

これを年次別にみると、~29歳での出生割合はここ数年減少傾向にあり、かわって30歳~では増加傾向となっている。(第4表)

第4表 母の年齢(5歳階級)・出生割合・年次別

(単位:%)

	総数	15歳未満	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55歳以上
昭和35年	100.0	-	1.2	26.7	44.0	20.1	6.6	1.3	0.1	0.0	0.0
40	100.0	-	1.0	27.5	45.2	20.9	4.4	0.8	0.1	-	-
45	100.0	-	1.6	29.2	45.9	18.5	4.2	0.7	0.0	-	-
50	100.0	-	1.1	30.9	49.3	15.0	3.2	0.4	0.0	0.0	-
55	100.0	-	1.0	22.8	52.4	20.6	2.9	0.2	0.0	-	-
60	100.0	0.0	1.0	19.2	48.9	25.6	4.8	0.5	0.0	-	-
平成2年	100.0	-	1.4	16.3	44.9	29.7	7.1	0.7	-	-	-
7	100.0	0.0	1.6	19.0	39.2	30.0	9.1	1.0	0.0	-	-
12	100.0	-	2.2	19.1	38.0	28.8	10.3	1.5	0.0	-	-
15	100.0	0.0	2.4	18.3	37.1	29.5	11.0	1.6	0.0	0.0	-
16	100.0	-	2.5	18.3	35.1	31.3	11.1	1.7	0.0	-	-
17	100.0	-	2.1	17.6	34.8	32.0	11.8	1.6	0.1	-	-
18	100.0	0.0	1.9	17.3	34.0	32.3	12.7	1.7	0.1	-	-
19	100.0	0.0	1.6	16.8	33.8	32.6	13.1	2.0	0.1	-	-

(4) 出生の場所・立会者別にみた出生

出生児を出生の場所別にみると、昭和35年当時は70%以上が施設外であったが、その後母子衛生の向上及び施設の整備に伴って、病院・診療所・助産所等の医療施設での出生割合が急速に増加し、45年には施設内出生がほとんどを占めている。施設内出生を場所別にみると、平成19年は病院が45.6%、診療所が53.9%となっており、この二者で99.5%を占めている。

立会者別では、平成19年は医師が93.4%、助産師が6.5%となっている。(第5表)

第5表 出生の場所、立会人、出生割合・年次別

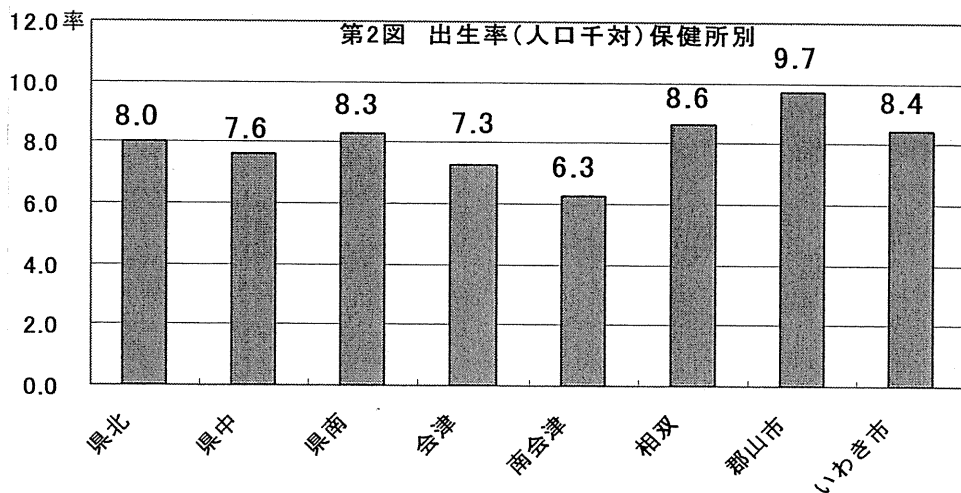
(単位:%)

区分 年次	出生の場所・割合					立会者							
	施設内	病院	診療所	助産所	施設外	総数	率	医師	率	助産師	率	その他	率
昭和35年	28.9	11.8	10.2	6.9	71.1	39,213	100.0	8,903	22.7	29,522	75.3	788	2.0
40	71.3	28.4	27.2	15.6	28.7	32,863	100.0	18,404	56.0	14,199	43.2	260	0.8
45	95.6	37.2	40.0	18.4	4.4	29,952	100.0	23,202	77.5	6,727	22.4	23	0.1
50	99.0	42.8	43.2	13.0	1.0	31,287	100.0	26,907	86.0	4,376	14.0	4	0.0
55	99.6	48.5	44.2	6.8	0.4	29,504	100.0	27,393	92.9	2,106	7.1	5	0.0
60	99.8	52.5	44.2	3.1	0.2	27,305	100.0	25,710	94.2	1,585	5.8	10	0.0
平成2年	99.9	53.0	45.5	1.4	0.1	22,721	100.0	21,876	96.3	843	3.7	2	0.0
7	99.9	50.2	48.7	1.0	0.1	21,306	100.0	20,792	97.6	507	2.4	7	0.0
12	99.9	49.5	49.5	0.9	0.1	20,332	100.0	19,687	96.8	634	3.1	11	0.1
15	99.8	48.6	50.4	0.8	0.2	18,824	100.0	18,004	95.6	813	4.3	7	0.0
16	99.8	46.8	52.4	0.7	0.2	18,306	100.0	17,531	95.8	765	4.2	10	0.0
17	99.8	45.6	53.5	0.7	0.2	17,538	100.0	16,694	95.2	838	4.8	6	0.0
18	99.8	45.7	53.6	0.5	0.2	17,541	100.0	16,453	93.8	1,080	6.2	8	0.0
19	99.8	45.6	53.9	0.3	0.2	17,101	100.0	15,976	93.4	1,120	6.5	5	0.0

(5) 地域別にみた出生

平成19年の出生率(人口千対)を地域別にみると、地域の年齢構成により格差があるが、市部の出生数は13,916人(前年13,846人)で出生率8.2(同8.7)、郡部は3,185人(同3,695人)で出生率7.2(同7.7)となり市部が郡部より1.0上回っている。(第2図)

※平成19年1月1日 本宮町と白沢村の合併により本宮市となった。

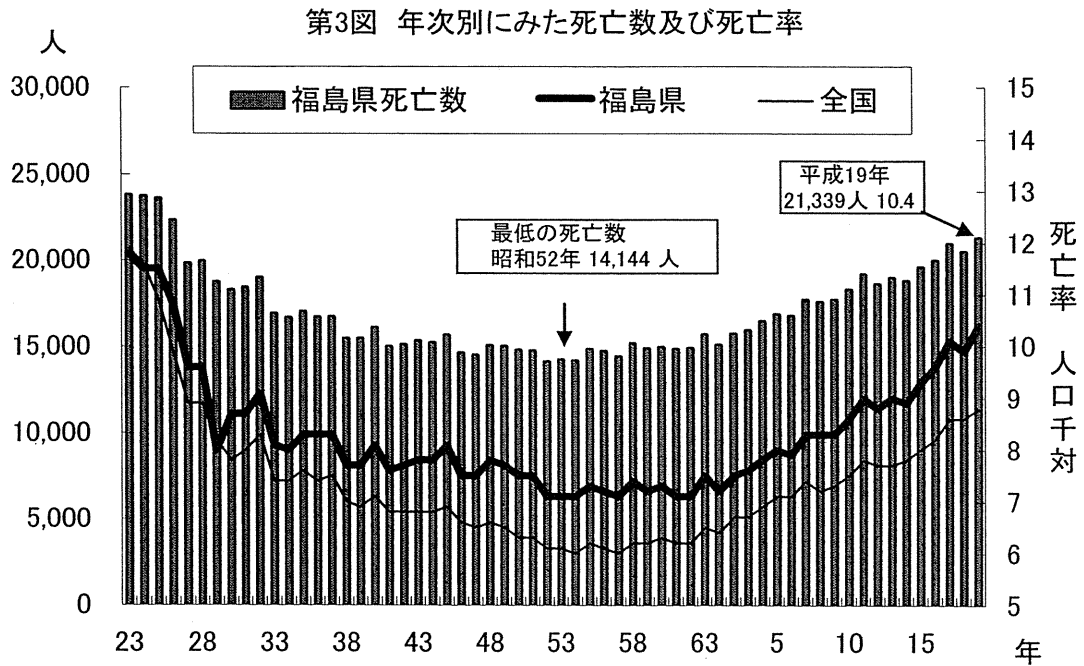


### 3 死亡

#### (1) 死亡の動向

平成19年の死亡数は21,339人で、前年の20,528人より811人増加し、死亡率（人口千対）は10.4で、前年の9.9を0.5上回った。また、全国と比較すると、全国の8.8より1.6上回り、全国順位は16位となっている。

死亡数の過去の推移をみると、昭和52年に過去最低の14,144人を記録した以降は増加と減少を繰り返しながらゆるやかな増加傾向であり、平成18年は平成14年以降4年ぶりに減少したが、19年は再び増加に転じた。（第3図）



年齢(5歳階級)別にみた死亡数

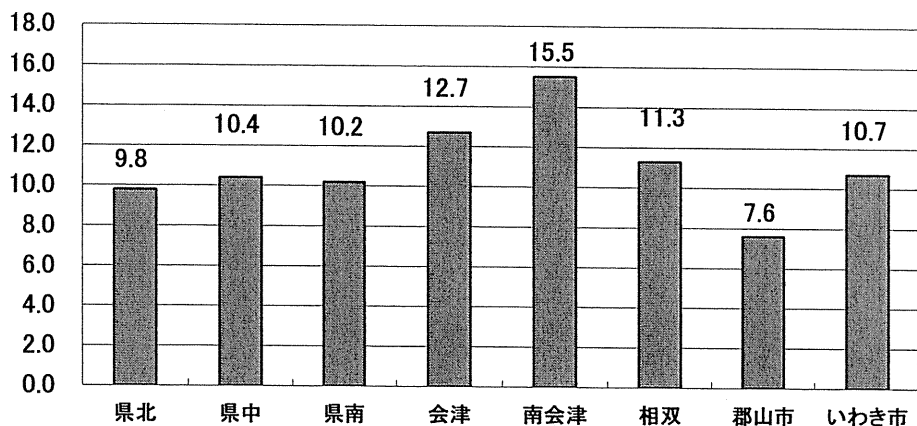
年齢階級	死亡数			年齢階級	死亡数		
	平成19年	平成18年	対前年増減		平成19年	平成18年	対前年増減
総数	21,339	20,528	811	45~49	275	300	△ 25
0~4歳	57	48	9	50~54	475	525	△ 50
5~9	3	10	△ 7	55~59	874	818	56
10~14	8	11	△ 3	60~64	893	882	11
15~19	28	32	△ 4	65~69	1,299	1,285	14
20~24	53	78	△ 25	70~74	2,099	2,219	△ 120
25~29	65	68	△ 3	75~79	3,186	3,251	△ 65
30~34	76	92	△ 16	80~84	3,989	3,733	256
35~39	132	131	1	85~89	3,721	3,294	427
40~44	169	181	△ 12	90歳以上	3,937	3,570	367

(2) 地域別にみた死亡

平成19年の死亡率（人口千対）を地域別にみると、地域の年齢構成により格差があるが、市部の死亡数は15,830人（前年14,955人）で死亡率9.8（同9.4）、郡部は5,509人（同5,573人）で死亡率12.4（同11.6）となり郡部が市部より2.6上回っている。（第4図）

※平成19年1月1日 本宮町と白沢村の合併により本宮市となった。

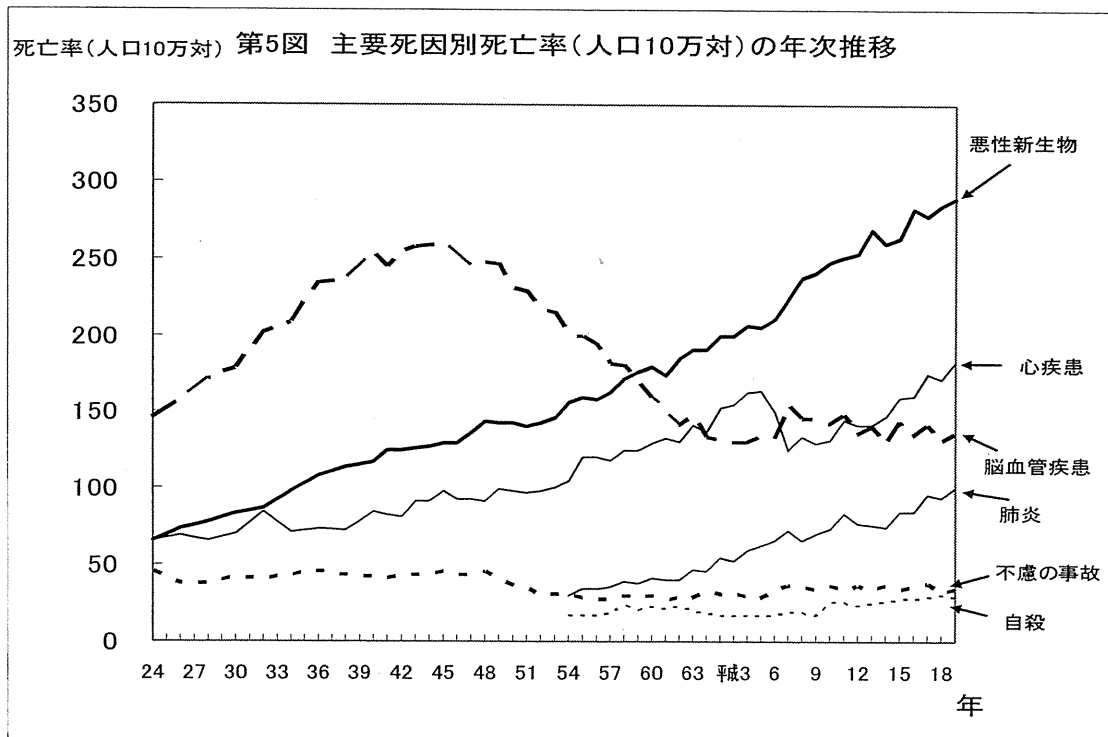
率 第4図 死亡率（人口千対）保健所別



(3) 死因の動向

平成19年の死亡数を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物で5,935人死亡率（人口10万対）288.5、第2位は心疾患3,761人、182.8、第3位は脳血管疾患2,800人、136.1となっている。

死亡率（人口10万対） 第5図 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移



主な死因の年次推移をみると、悪性新生物は年々上昇を続けており、昭和59年に脳血管疾患にかわって死因順位第1位となり、平成19年の全死亡者に占める割合は27.8%となっている。

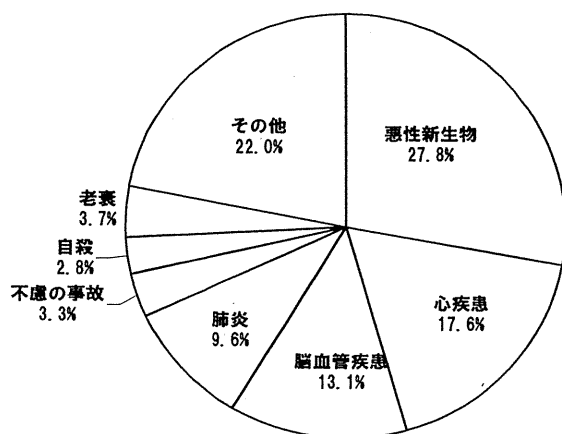
心疾患は平成元年に脳血管疾患にかわり第2位となりその後も上昇傾向を示しており、平成19年の全死亡者に占める割合は17.6%となっている。

脳血管疾患は45年をピークに低下しはじめ、59年には、悪性新生物にかわり第2位に、さらに平成元年には心疾患にかわり第3位となり、その後は増加と減少を繰り返しながらも、減少傾向となっている。

悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患を合わせた全死亡者数に占める割合は58.5%となっている。

(第5図、第6表)

主な死因別死亡数の割合（平成19年）



第6表 主要死因の対前年比較

死 因	平成19年			平成18年			比 較		全国(B)	
	死亡者数	死亡率 人口(10 万 対)	死亡者 総数に 占める 割合(%)	死亡者数	死亡率 人口10 万 対	死亡者 総数に 占める 割合(%)	死亡者数	死亡率 人口10 万 対	死亡率 人口10 万 対	死亡者 総数に 占める 割合(%)
全 死 因	21,339	1,037.4	100.0	20,528	991.7	100.0	811	45.7	879.0	100.0
悪性新生物	5,935	288.5	27.8	5,892	284.6	28.7	43	3.9	266.9	30.4
心 疾 患	3,761	182.8	17.6	3,564	172.2	17.4	197	10.6	139.2	15.8
脳血管疾患	2,800	136.1	13.1	2,702	130.5	13.2	98	5.6	100.8	11.5
肺 炎	2,053	99.8	9.6	1,945	94.0	9.5	108	5.8	87.4	9.9
老 衰	796	38.7	3.7	710	34.3	3.5	86	4.4	24.4	2.8
不慮の事故	708	34.4	3.3	682	32.9	3.3	26	1.5	30.1	3.4
自 殺	589	28.6	2.8	618	29.9	3.0	△ 29	△ 1.3	24.4	2.8
腎 不 全	391	19.0	1.8	348	16.8	1.7	43	2.2	17.2	2.0
慢性閉塞性肺 疾 患	322	15.7	1.5	283	13.7	1.4	39	2.0	11.8	1.3
肝 疾 患	226	11.0	1.1	238	11.5	1.2	△ 12	△ 0.5	12.8	1.5

(4) 主要死因

ア 悪性新生物

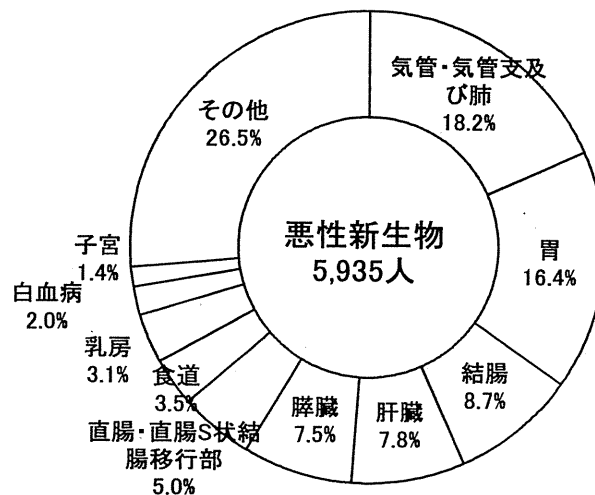
死亡率の年次推移をみると昭和55年が159.3、60年が179.6、平成2年が199.2と上昇傾向が続き、平成19年では288.5（死亡数5,935人、死因順位第1位）となっている。これを部位別にみると、最も死亡数が多いのは気管・気管支及び肺が1,082人、悪性新生物のなかでの割合は18.2%で最も多く、次いで、胃の971人16.4%、結腸・直腸・S状結腸の811人13.7%の順となっている。（第7表、第6図）

第7表 悪性新生物死亡率(人口10万対)、部位・年次別

部 位	昭和55年	60	平成2年	7	12	17	18	19
総 数	159.3	179.6	199.2	224.6	252.6	278.5	284.6	288.5
胃	51.2	51.1	48.0	44.9	45.6	45.3	45.7	47.2
気管・気管支及び肺	17.7	27.5	31.8	38.7	46.0	52.2	53.8	52.6
肝及び肝内胆管	9.8	13.4	14.9	21.2	24.4	21.5	22.9	22.5
膵	9.5	10.5	14.8	14.8	16.1	21.0	22.2	21.7
結腸・直腸・S状結腸	7.8	7.4	10.8	27.2	30.9	37.8	37.2	39.4
食 道	8.6	8.5	7.7	9.0	8.3	9.4	9.5	10.1
乳 房	3.8	3.5	3.9	4.7	6.0	9.1	8.0	8.9
白 血 病	4.1	4.4	4.9	5.1	4.8	6.1	6.7	5.8
子 宮	10.1	7.9	7.1	6.8	6.6	7.9	7.6	7.7
そ の 他	41.1	49.3	58.8	55.4	67.2	72.1	74.7	76.3

- (注) 1. 部位名は平成7年から適用した第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。  
 2. 昭和55年から平成6年までの部位名は、第9回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。  
 3. 平成2年まで、結腸はその他に含まれる。  
 4. 子宮については、女子人口10万対の死亡率である。

第6図 悪性新生物部位別死亡割合



#### イ 脳血管疾患

死亡率の年次推移をみると、昭和45年の259.7をピークに低下、平成3年以降は横ばいで推移し、7年に上昇したものの、8年以降再び低下し、近年は横ばいとなっている。(第8表)

第8表 脳血管疾患死亡率(人口10万対)、病類・年次別

病 類	昭和55年	60	平成2年	7	12	15	16	17	18	19
総 数	199.4	159.0	133.0	155.0	136.4	143.9	135.0	142.3	130.5	136.1
脳 梗 塞	106.9	93.3	78.7	102.1	91.0	94.9	85.1	92.5	82.1	86.1
脳内出血	61.4	39.8	32.2	33.3	28.8	31.0	31.9	33.6	31.3	33.4
そ の 他	30.9	26.1	22.0	19.7	16.5	18.1	18.0	16.1	17.1	16.5

#### ウ 心疾患

死亡率の年次推移をみると、昭和55年が120.7、60年が129.0、平成2年には152.4と上昇傾向は続き、平成7年から低下したが、その後再び上昇傾向に転じ、平成19年では182.8(死亡数3,761人、死因順位第2位)となった。(第9表)

第9表 心疾患患者死亡率(人口10万対)、病類・年次別

病 類	昭和55	60	平成2	7	12	15	16	17	18	19
総 数	120.7	129.0	152.4	125.1	141.5	159.2	160.1	175.1	172.2	182.8
急性心筋梗塞及びその他の虚血性心疾患	51.6	47.3	471.3	62.1	61.9	70.1	70.6	77.2	77.1	80.2
慢性リウマチ性心疾患及び慢性非リウマチ性心内 膜 疾 患	4.5	4.0	5.1	8.0	9.3	10.4	10.0	10.4	9.9	11.6
その他の心疾患 (心不全)	64.5 (52.8)	77.7 (67.3)	105.9 (94.5)	55.0 (36.6)	70.3 (44.7)	78.6 (51.6)	79.5 (49.2)	87.5 (54.6)	85.3 (55.6)	91.1 (59.8)

(注) 病類名は、平成7年から適用した第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。

## 4 人口の自然増加

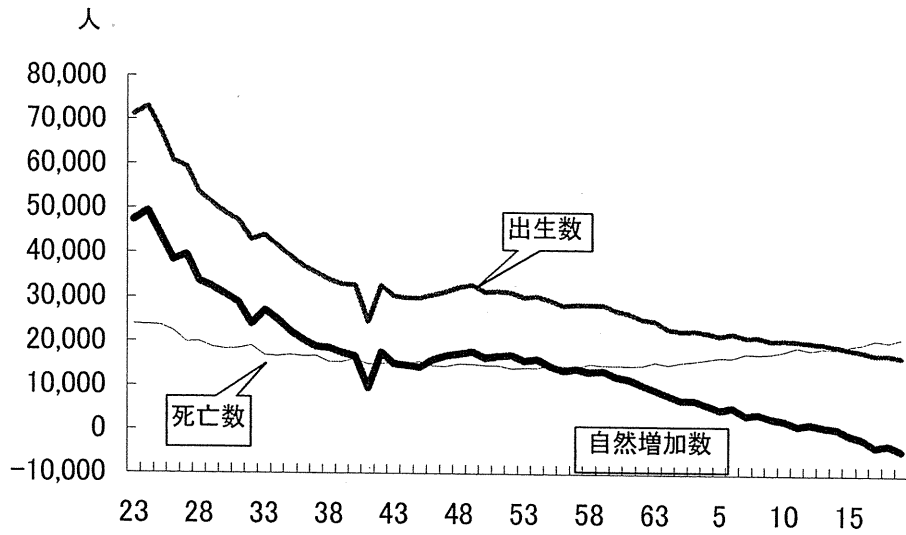
### (1) 自然増加の動向

平成19年の自然増加数は△4,238人で、前年の△2,987人より1,251人減少し、自然増加率(人口千対)は△2.1で、前年の△1.4を0.7下回った。また、全国と比較すると、昭和36年までは全国を上回り、37年から56年にかけては下回った。57年には再び全国を上回るようになったが、平成4年以降再度全国を下回り、平成19年は全国の△0.1より2.0下回り全国順位は32位となっている。

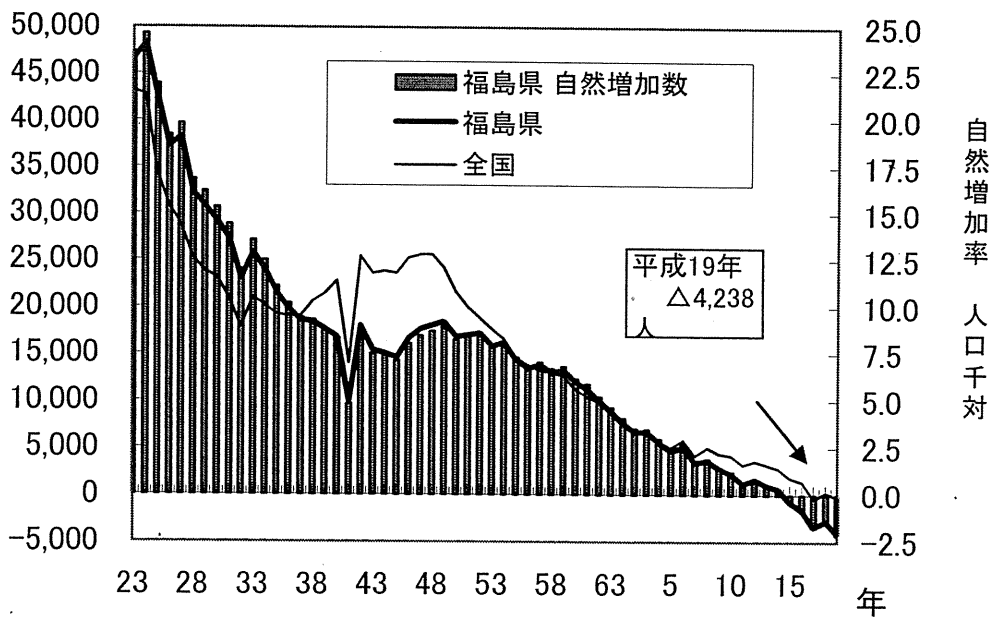
自然増加数の年次推移は、戦後のベビーブーム期の大幅増加から漸次増加幅が縮小していたが、昭和46年から昭和49年の第二次ベビーブームには増加に転じた。しかし、昭和50年以降は再度縮小しはじめ、出生数の減少と死亡数の増加もあり平成15年からはマイナスとなっている。

(第7図、第8図)

第7図 自然増加数の年次推移



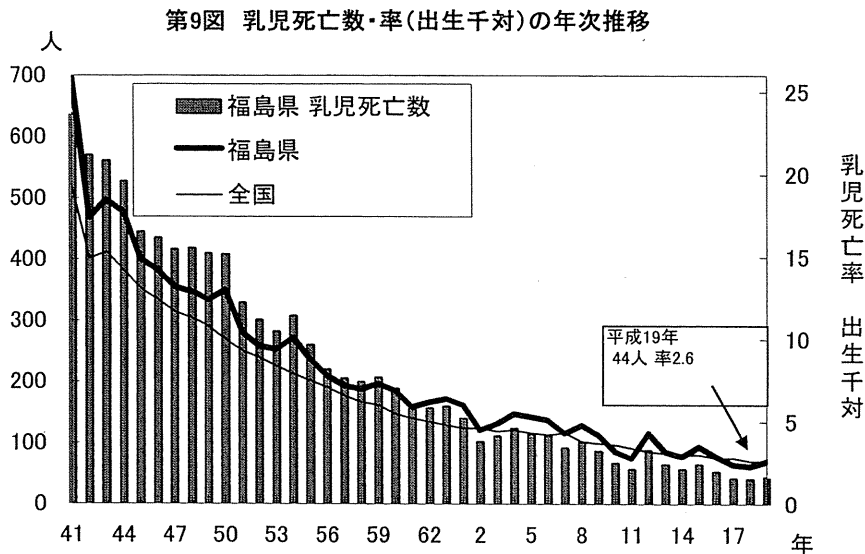
第8図 自然増加数・率(人口千対)の年次推移 全国との比較



## 5 乳児死亡

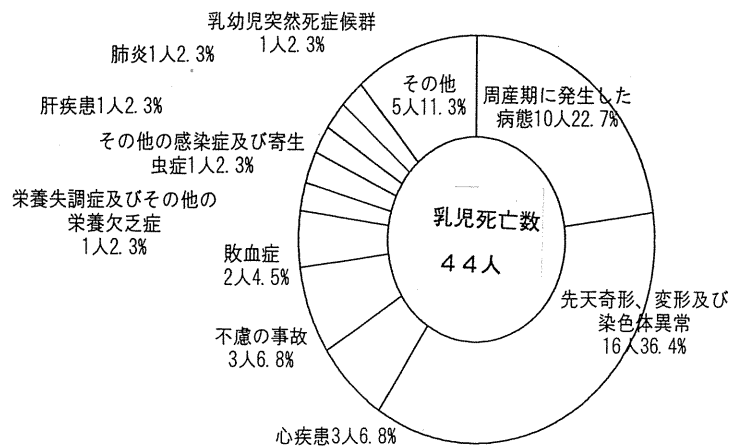
### (1) 乳児死亡の動向

平成19年の乳児死亡数は44人で、前年の41人より3人増加し、乳児死亡率（出生千対）は2.6で前年の2.3を0.3上回った。また、全国と比較すると、全国の2.6と同率で、全国順位は22位となっている。乳児死亡の年次推移をみると、その減少幅は著しく、昭和25年には63.1と高率を示したが、その後は減少傾向が続き、52年には9.6とひとけた台となり、以後減少と増加を繰り返しながらゆるやかな減少傾向となっている。（第9図）



### (2) 乳児死亡の原因

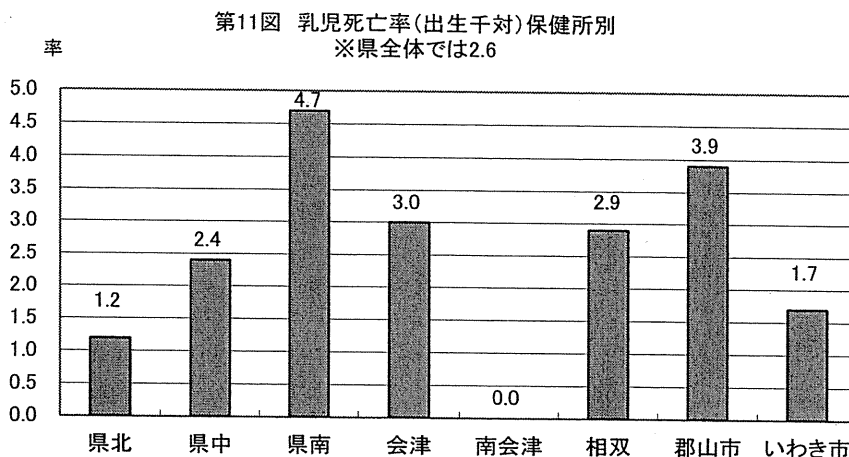
乳児死亡の原因を乳児死因分類でみると、先天奇形、変形・染色体異常16人(36.4%)、周産期に発生した病態10人(22.7%)で、全体の59.1%を占めている。（第10図）



(3) 地域別にみた乳児死亡

乳児死亡率は客体数が少ないこともあって、出生率や死亡率と異なり地域的な特徴をつかみにくいですが、平成19年の保健所管内別にみると、最も高いのは、県南保健所管内の4.7となっている。

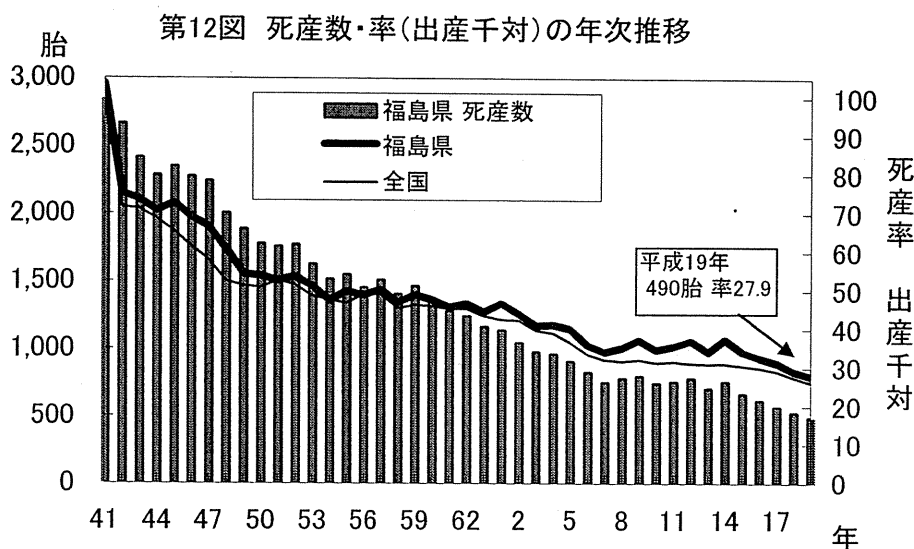
(第11図)



6 死産

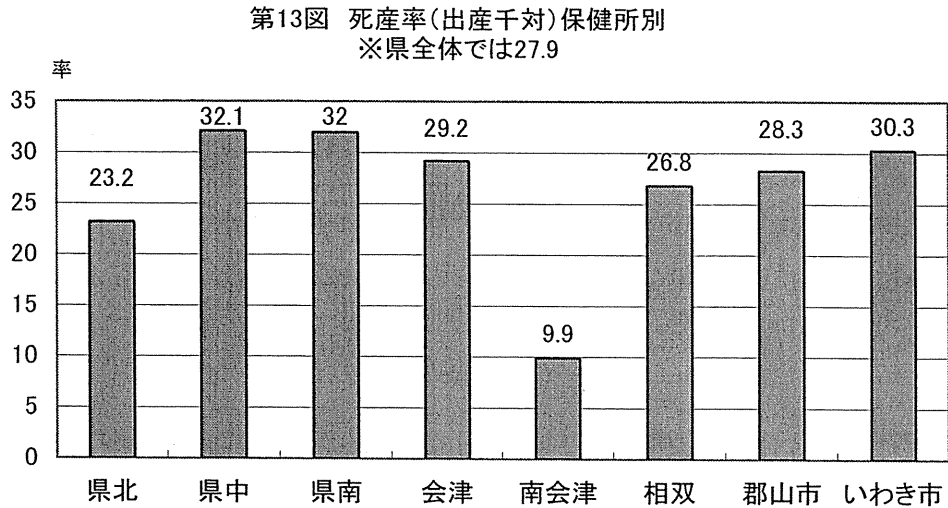
(1) 死産の動向

平成19年の死産数は490胎(自然死産243胎、人工死産247胎)で、前年の525胎より35胎減少(自然死産は41胎の増加、人工死産は76胎の減少)した。死産率(出産千対)は27.9(自然死産13.8、人工死産14.0)で、前年の29.1を1.2下回った。また、全国と比較すると、全国の26.2を1.7上回り、全国順位は18位となっている。死産率(出産千対)の年次推移は明治33年以降低下傾向で推移してきたが、終戦直後から上昇し、昭和30年代に90を超えたものの、その後は低下傾向となっている。(第12図)



(2) 地域別にみた死産

平成19年の死産率を保健所管内別にみると、最も高いのは、県中保健所管内の32.1となっている。(第13図)



(3) 母の年齢(5歳階級)別にみた死産

母の年齢(5歳階級)別にみた死産の割合をみると、出産の集中する20~34歳までが多く、死産総数で69.6%(前年66.4%)となっている。

自然死産をみると25~29歳が30.5%、次いで30~34歳29.2%、35~39歳16.9%となっている。

また、社会的、経済的条件に大きく左右される人工死産においては、20~24歳が最も多く25.1%、次いで30~34歳20.3%、15~19歳19.8%となっている。(第10表)

第10表 母の年齢(5歳階級)別にみた死産数

(単位 人、%)

	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
総数	490	1	59	99	121	121	67	22	0
割合	100.0	0.2	12.0	20.2	24.7	24.7	13.7	4.5	-
	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
うち自然死産数	243	1	10	37	74	71	41	9	0
割合	100.0	0.4	4.1	15.2	30.5	29.2	16.9	3.7	-
	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
うち人工死産数	247	0	49	62	47	50	26	13	0
割合	100.0	-	19.8	25.1	19.0	20.3	10.5	5.3	-

(4) 妊娠期間別にみた死産

妊娠期間別に死産数及び死産割合をみると、自然死産は妊娠満16～19週が30.2%と最も多く、次いで妊娠満12～15週が29.7%、妊娠満20～23週が20.3%と、妊娠満24週未満が8割以上を占めている。一方、人工死産においては、妊娠満12～15週が44.6%で最も多く、次いで妊娠満16～19週36.8%、妊娠満20～23週18.6%で、妊娠満24週未満が全てである。(第11表)

第11表 妊娠期間(4週区分)別死産数と割合

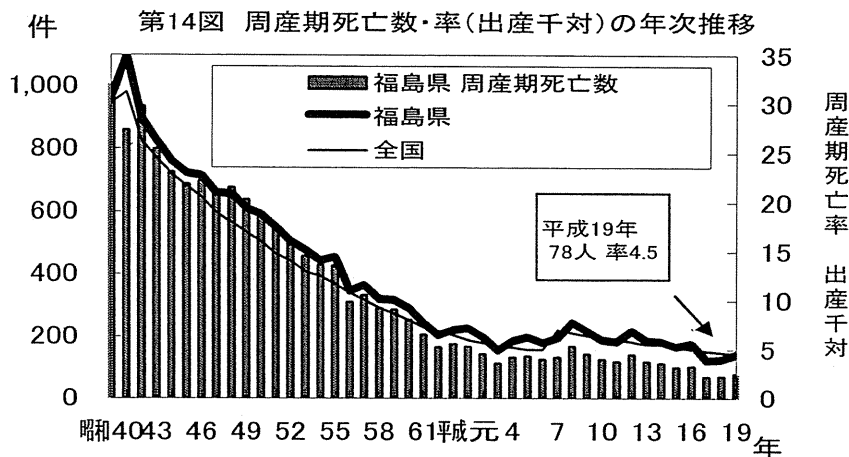
(単位 人、%)

妊娠期間	総数		自然死産		人工死産		
	死産数	構成割合	死産数	構成割合	死産数	構成割合	妊娠期間別死産総数に占める割合
		%		%		%	%
総数	490	100.0	243	100.0	247	100.0	50.4
満12～満15週	197	40.2	77	31.7	120	48.6	60.9
16～19	152	31.0	69	28.4	83	33.6	54.6
20～23	94	19.2	50	20.6	44	17.8	46.8
24～27	19	3.9	19	7.8	-	-	-
28～31	11	2.2	11	4.5	-	-	-
32～35	5	1.1	5	2.1	-	-	-
36～39	11	2.2	11	4.5	-	-	-
満40週以上	1	0.2	1	0.4	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-

7 周産期死亡

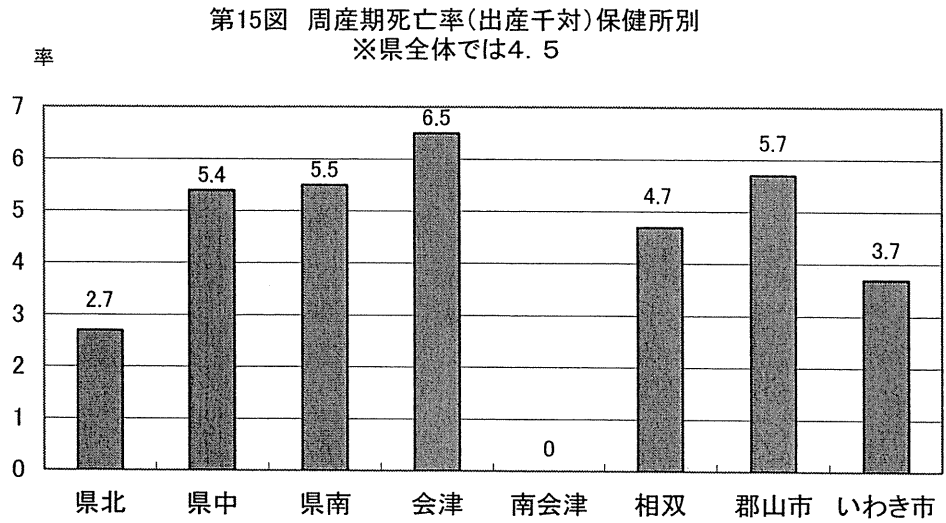
(1) 周産期死亡の動向

平成19年の周産期死亡数は78人で、前年の71人より7人増加した。また、周産期死亡率(出産千対)は4.5で、前年の4.0を0.5上回った。また、全国と比較すると、全国の4.5と同率で全国順位は19位となっている。周産期死亡のうち、妊娠満22週以後の死産は62人で死亡率は3.6(前年54人、3.1)、早期新生児死亡は16人死亡率は0.9(前年17人、1.0)となっている。周産期死亡率の年次推移は、昭和55年には14.5と高率であったが、その後若干の曲折があるものの大幅に低下し、60年には9.3とひとけた台になり、その後も上昇と低下を繰り返しながら低下傾向となっている。(第14図)



(2) 地域別にみた周産期死亡

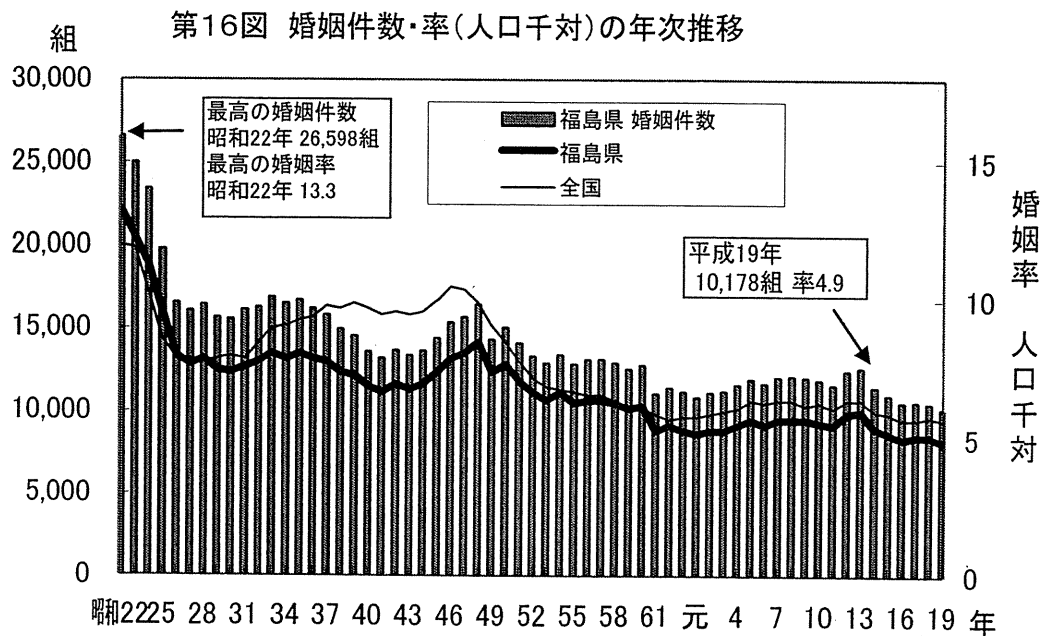
平成19年の周産期死亡率を保健所管内別にみると、最も高いのは、会津保健所管内の6.5となっている。(第15図)



9 婚姻

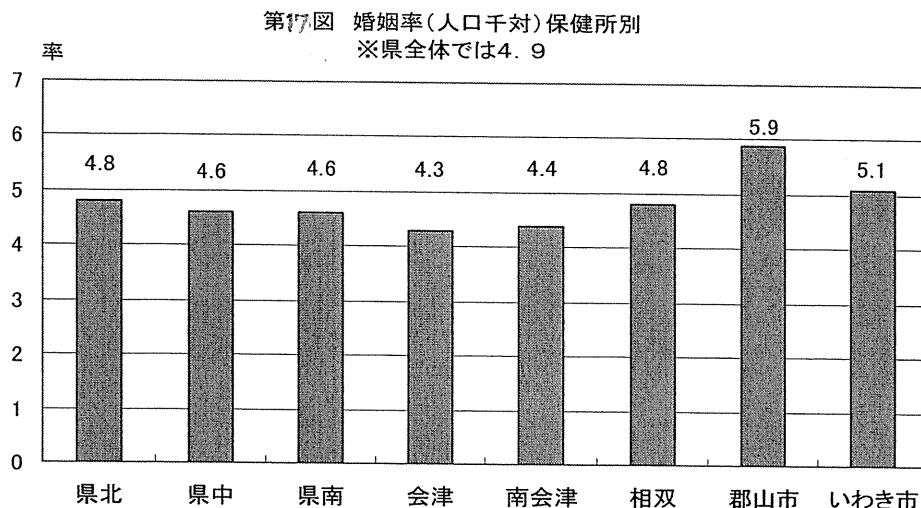
(1) 婚姻の動向

平成19年の婚姻件数は10,178組で、前年の10,512組より334組減少し、婚姻率(人口千対)は4.9で、前年の5.1を0.2下回った。また、全国と比較すると、全国の5.7を0.8下回り、全国順位は33位となっている。婚姻率の年次推移をみると、昭和25年には9.6であったが、その後7~8台で推移し、やや曲折しながら、本県、全国とも52年より6台を示し以後横ばいの状態で推移している。(第16図)



(2) 地域別にみた婚姻

平成19年の婚姻率を保健所管内別にみると、図17のとおり、最も高いのは郡山保健所管内の5.9となっている。(第17図)



(3) 平均初婚年齢

平均初婚年齢を年次別にみると表11のとおり、夫・妻ともに年々高くなってきており、本県、全国とも晩婚化の傾向を示していたが、平成19年の本県においては、夫29.2歳、妻27.2歳で、ともに前年より0.1歳若くなった。妻の年齢は平成11年以降、全国でもっとも若くなっている。(第12表)

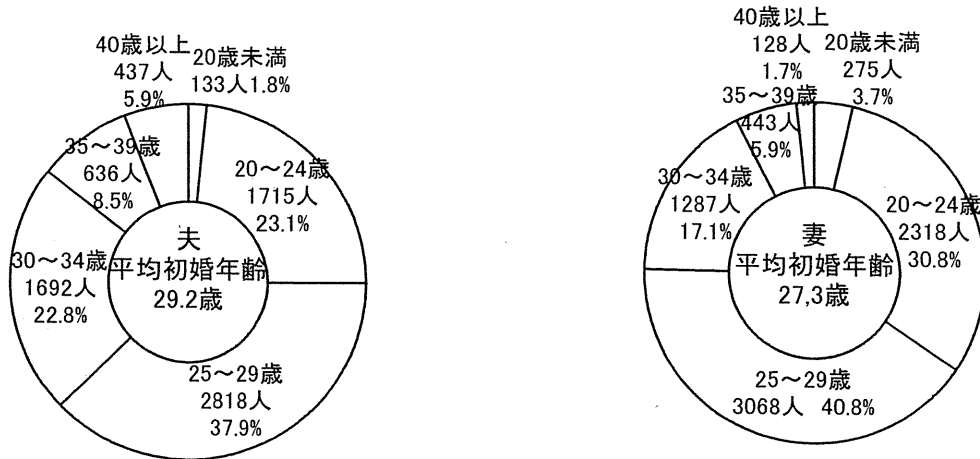
第12表 平均初婚年齢年次別

(単位 歳)

年次	福島県		全国	
	夫	妻	夫	妻
昭和22年	25.4	22.6	26.1	22.9
25	25.0	22.6	25.9	23.0
30	25.7	23.3	26.6	23.8
35	26.4	24.0	27.2	24.4
40	26.7	24.2	27.2	24.5
45	26.2	23.7	26.9	24.2
50	26.3	24.1	27.0	24.7
55	27.2	24.8	27.8	25.2
60	27.8	25.3	28.2	25.5
平成2年	28.2	25.7	28.4	25.9
7	28.2	25.9	28.5	26.3
12	28.3	26.1	28.8	27.0
13	28.5	26.2	29.0	27.2
14	28.5	26.4	29.1	27.4
15	28.7	26.6	29.4	27.6
16	28.9	26.8	29.6	27.8
17	29.0	27.0	29.8	28.0
18	29.3	27.3	30.0	28.2
19	29.2	27.2	30.1	28.3

図18 夫妻別にみた初婚年齢の割合

※ 平成19年に結婚生活に入り届け出たものについての集計（総数 夫:7431人 妻:7519人）



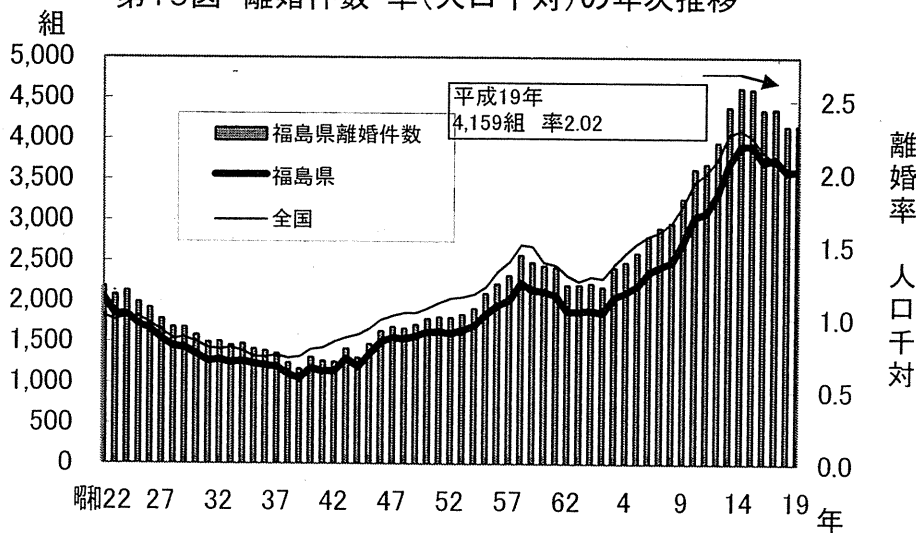
## 8 離婚

### (1) 離婚の動向

平成19年の離婚件数は4,159組で、前年の4,152組より7組増加し、離婚率（人口千対）は2.02で、前年の2.01を0.01上回った。また、全国と比較すると、全国の2.02と同率で、全国順位は14位となっている。離婚率の年次推移をみると、件数は昭和45年以降増え始め、昭和59年以降いったん減少に転じたものの、その後再び増加傾向となり、近年は増加と減少を繰り返している。

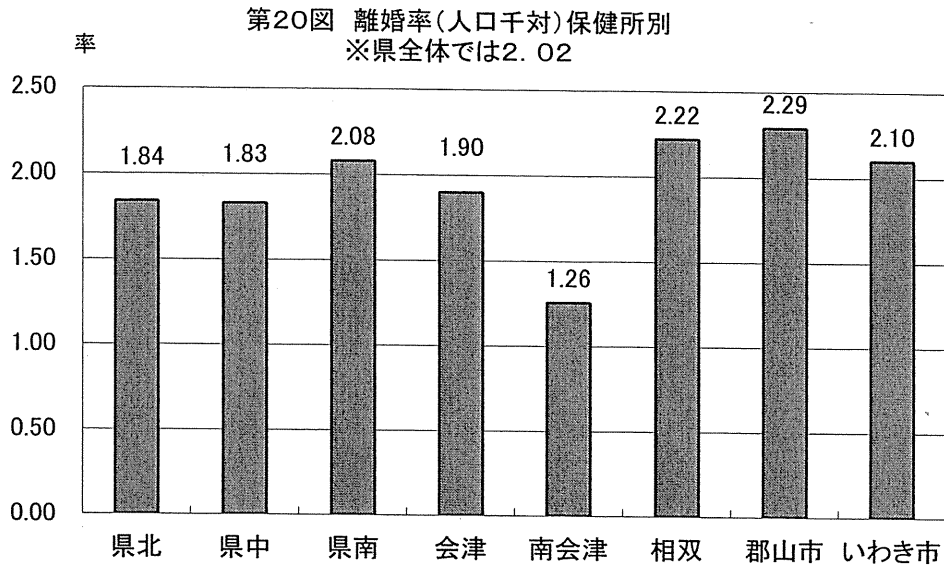
（第19図）

第19図 離婚件数・率（人口千対）の年次推移



(2) 地域別にみた離婚

平成19年の離婚率を保健所管内別にみると、最も高いのは郡山保健所管内の2.29となっている。  
(第20図)



(3) 種類別にみた離婚

離婚の種類別割合の年次推移は、夫妻の協議によって届出される離婚がほとんどを占めており、年次による変化も少ない。(第13表)

夫、妻が親権を行わなければならない子がある場合は2680件で64.4%となっている。また、同居期間が5年未満の離婚が1504件で36.2%、5年～10年未満が954件22.9%となっている。

第12表 離婚の種類別割合の年次推移

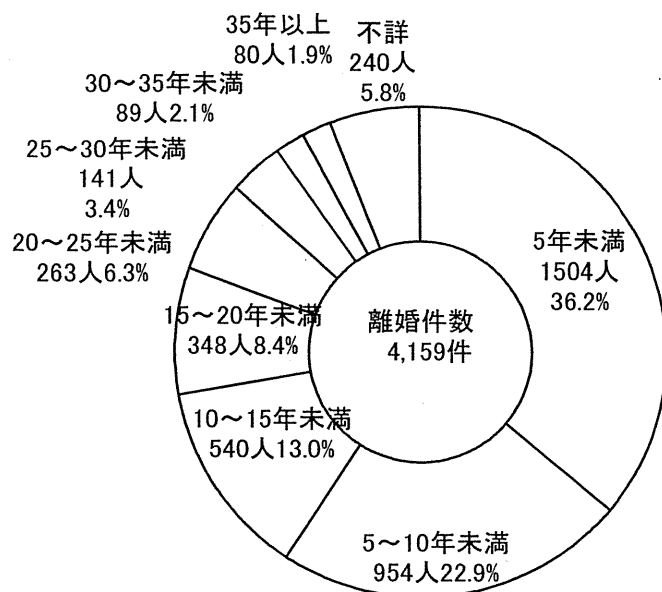
(単位 %)

年次	総数	協議	調停	審判	判決	和解	認諾
昭和35年	100.0	90.3	8.2	0.1	1.4	-	-
40	100.0	86.7	11.6	0.2	1.5	-	-
45	100.0	82.8	15.3	0.5	1.4	-	-
50	100.0	85.1	13.1	0.4	1.4	-	-
55	100.0	85.8	12.9	-	1.3	-	-
60	100.0	88.3	10.0	0.0	1.7	-	-
平成2年	100.0	86.3	12.1	0.1	1.5	-	-
7	100.0	88.6	10.4	0.0	1.0	-	-
12	100.0	88.5	10.2	0.1	1.2	-	-
13	100.0	89.4	9.9	0.1	0.6	-	-
14	100.0	90.6	8.5	0.0	0.9	-	-
15	100.0	88.5	10.3	0.0	1.2	-	-
16	100.0	89.1	9.3	0.1	1.1	0.4	-
17	100.0	87.7	9.7	0.1	1.3	1.2	0.0
18	100.0	87.6	10.1	-	1.0	1.4	-
19	100.0	87.6	10.0	0.1	0.9	1.4	-

(4) 夫婦の同居期間別離婚

離婚した夫妻を同居期間別にみると、結婚5年未満で離婚したものが1,504人、36.2%と最も多く、次いで、5～10年未満954件22.9%、10～15年未満540件13.0%となっている。(第21図)

第21図 離婚までの同居期間割合



## 第2章 母子保健

### 1 妊婦の届出

平成19年度の妊婦届出数は、17,537人であった。

### 2 妊婦の健康診査

県内の医療機関に委託して実施する妊婦健康診査は平成9年4月から市町村で実施している。

平成19年度は妊娠前期17,632人、妊娠後期18,087人に対して受診票を交付したが、妊娠前期16,922人、妊娠後期16,174人が受診し、妊娠前期96.0%、妊娠後期89.4%の受診率であった。健診の結果、異常を認められた者は、妊娠前期2,166人で12.8%、妊娠後期7,555人で46.7%であった。

### 3 妊産婦及び乳幼児の保健指導

平成19年度に実施した妊産婦に対する保健指導の延人員は16,834人で、その内訳は妊婦が13,232人、産婦が3,602人である。また、乳幼児に対する保健指導（健康診査時に行う一般的な保健指導を除く。）の延人員は、乳児が13,075人、幼児が16,979人である。

### 4 1歳6か月児及び3歳児健康診査

1歳6か月児健康診査は、昭和52年度から市町村主催で行っている。平成19年度は17,646人の対象に対して16,916人が受診し、95.9%の受診率であった。健診の結果、健康に問題のあった者は5,388人で31.9%であった。

3歳児健康診査は、昭和36年度から実施しているが、平成9年4月から実施主体が市町村へ移譲された。平成19年度は18,291人の対象に対して、17,222人が受診し、94.2%の受診率であった。健診の結果、健康に問題のあった者は、5,963人で34.6%であった。

### 5 育成医療給付

障害者自立支援法にもとづき、身体に障害のある児童のうち、確実な治療効果を期待される児童に対し、指定医療機関で生活能力を得るために必要な医療の給付を行っている。

対象疾患は、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害以外については先天性の内臓障害のあるもの）、免疫機能障害である。

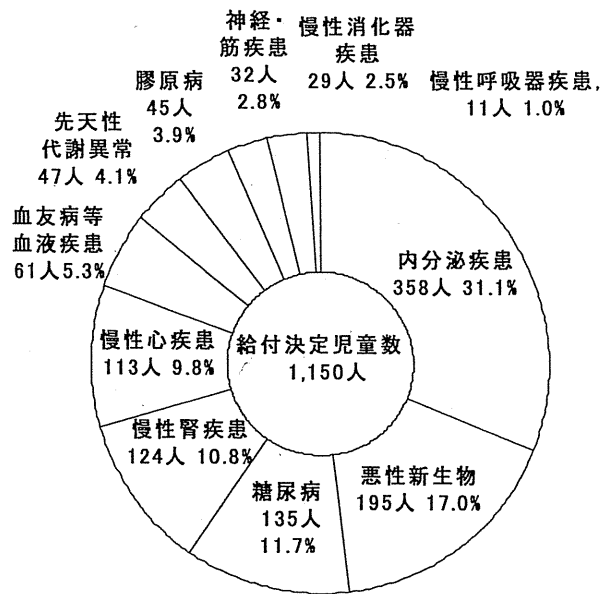
平成19年度に給付決定された実件数は367件で一般障害241件、心臓障害79件、内臓障害47件である。（中核市を除く）。

### 6 小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期間にわたり、児童の健全な育成を阻害する小児慢性特定疾患に罹患している児童に対して、委託医療機関において必要な医療の給付を行っている。

平成19年度に給付決定された児童は1,150人であり、病類別には図1のとおりである。

図1 小児慢性特定疾患病類別割合



7 先天性代謝異常等検査事業

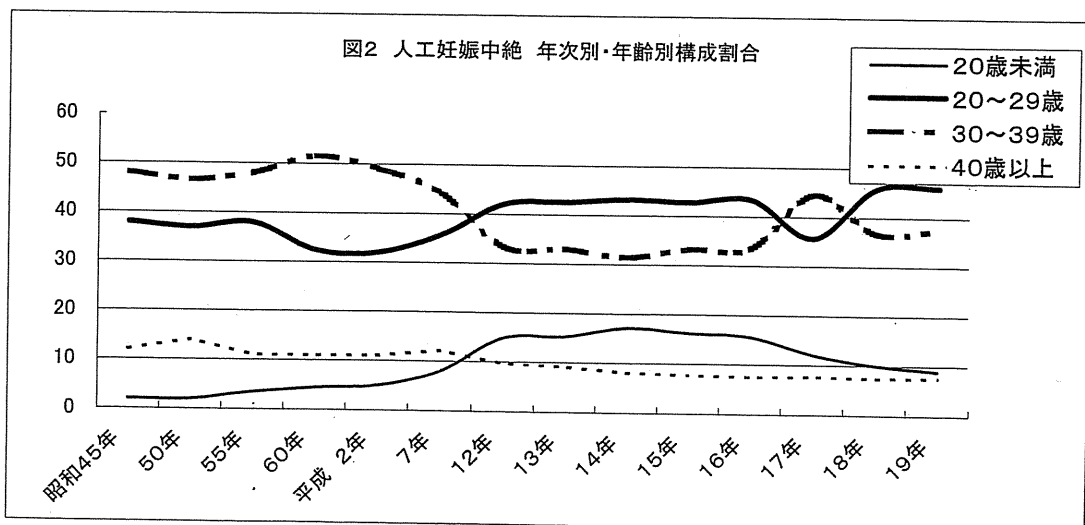
フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）は、放置すると知能障害、発育障害などの症状をきたすので新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期発見することにより、後の治療とあいまって障害の発現を防止することに努めている。

8 不妊手術及び人工妊娠中絶

平成19年度の福島県における不妊手術数は42件で前年より7件増加した。

一方、人工妊娠中絶件数は5,447件で前年より、501件減少した。

これを年齢階級別割合で見ると図2のとおりである。また、妊娠週数別にみると、妊娠満7週以前が3,216件(59.0%)、満8週～満11週が2,041件(37.5%)となり、11週以前が全体の96.5%を占めている。



### 第3章 結 核

#### 1 結核登録患者

平成 19 年末において福島県内で登録されている患者は 536 人、人口 10 万対の率は 25.9 人で、前年に比較し登録患者で 92 人、人口 10 万対の率で 4.3 人増加した。また、新規登録患者のうち、主に感染源として公衆衛生上問題になる喀痰塗沫陽性患者は 86 人で前年に比較して 12 人減少した。

年齢階級別にみると、60 歳以上の新登録患者は 167 人で全体の 65.7%を占めており、高年齢に多いのが特徴である。

表1 結核登録者数

年 度	登録患者	年 度	登録患者
昭和 60 年	6,395	平成 12 年	1,294
平成 4 年	3,511	13	879
5	3,037	14	776
6	2,726	15	726
7	2,450	16	759
8	1,820	17	620
9	1,580	18	628
10	1,523	19	536
11	1,605		

#### 2 全結核罹患率

平成 19 年の全結核罹患率（新分類）は、12.3 であった。これは、登録患者数で、前年より 7 人減少し、10 万人あたりでは、0.2 の減少となっている。

表2 全結核罹患率

年 度	旧分類	新分類	年 度	旧分類	新分類
昭和 60 年	41.5		平成 12 年	27.2	22.5
平成 4 年	30.9		13	21.7	18.0
5	32.4		14	21.8	17.2
6	28.7		15	0.0	17.7
7	27.8		16		15.9
8	24.5		17		13.4
9	25.3		18		12.5
10	24.7	23.0	19	-	12.3
11	33.0	28.8			

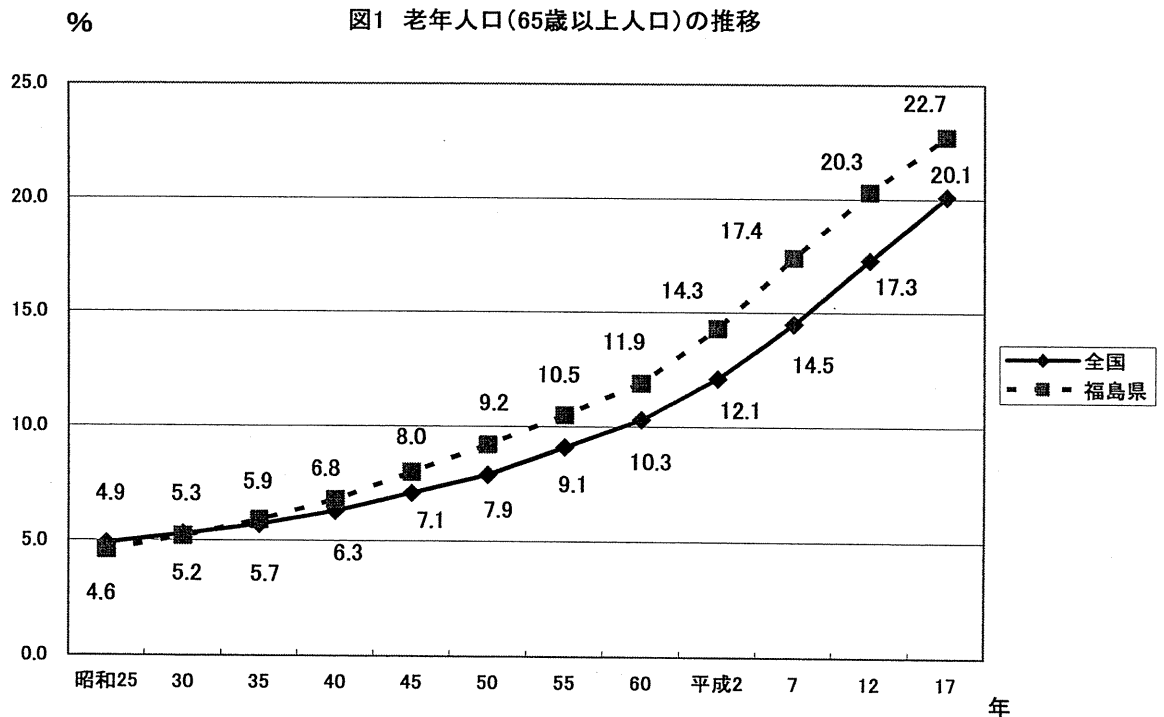
## 第4章 生活習慣病

### 1 生活習慣病の現況

国民の健康状態は、医学技術の進歩、医薬品の開発、公衆衛生行政の発展、特に感染症対策の推進により著しく向上した。

平成19年の平均寿命は、男79.19歳、女85.99歳で最長寿国となっており、老年人口は図1のとおり全国、福島県とも増加している。

一方、死亡数は横ばい傾向にあるが、死因別にみると昭和22年当時最高であった結核等の感染症による死亡が減少した反面、昭和33年以降は生活習慣病による死亡が増加している。本県における平成19年の生活習慣病による死亡は、県民総死亡数の60.2%を占めた。これを疾患別にみると悪性新生物27.8%、心疾患17.6%、脳血管疾患13.1%、糖尿病1.4%、高血圧性疾患0.3%となっており、悪性新生物が昭和59年から死因の第1位となっている。



### 2 生活習慣病対策

生活習慣病は予防・早期発見・早期対応が重要であることから、本県においては昭和36年度から循環器検診及び胃がん検診が、昭和40年度からは子宮がん検診が開始された。

昭和58年2月からは老人保健法に基づく保健事業として各種検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導を含む総合的な対策が市町村事業として行われてきた。

平成20年度からは、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査・特定保健指導と健康増進法に基

づくがん検診等をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導が市町村事業として実施されることとなった。

図2 主な生活習慣病による死亡率(人口10万対) 平成19年

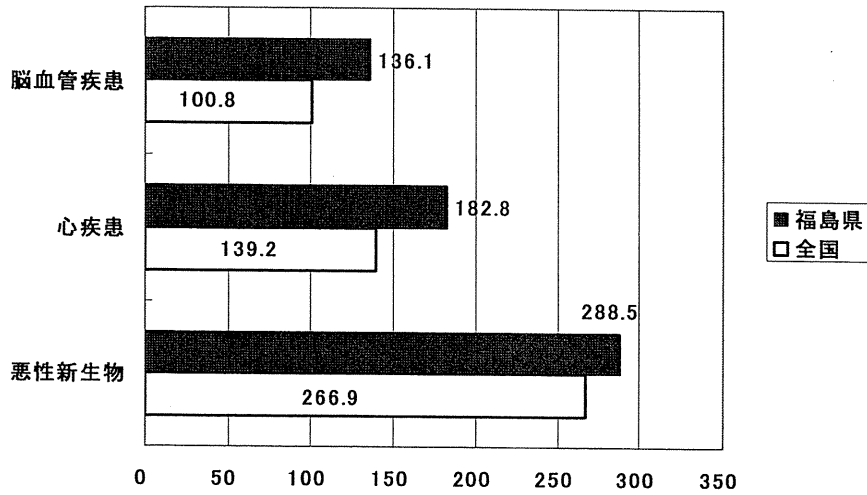
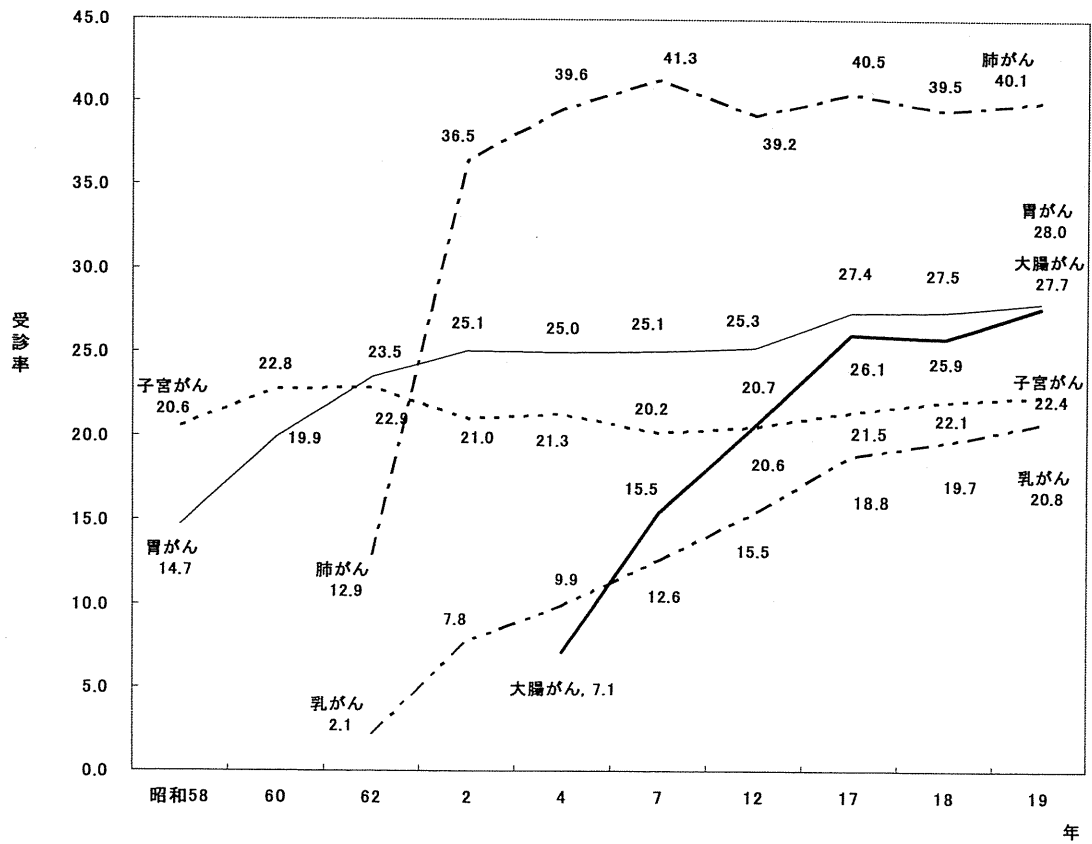


図3 胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診受診率



### 3 栄養指導

平成19年度の栄養指導・食生活改善指導は、県民及び食生活改善推進員等に対して健康づくり、生活習慣病予防、母子・老人保健関係事業等において行った。指導延人員は34,468人（集団指導20,860人、個別指導13,608人）であった。

また、学校、病院、事業所等の特定給食施設等に対する個別指導は延べ1,141施設に対して、また、集団指導は27回、延1,211施設、延べ1,684人に対して行った。

## 第5章 精神保健

### 1 精神科病院

平成19年6月末における県内の精神病床を有する病院数は36施設で、病床数7,730床、在患者数は6,620人で、病床利用率は県立病院が61.8%、指定病院が87.8%、その他の病院が79.6%である。

### 2 申請通報

精神障がい者についての申請、通報等の件数は、平成19年度は154件あった。  
また、そのうち精神保健福祉法第27条診察の結果、措置入院となった者は47人である。

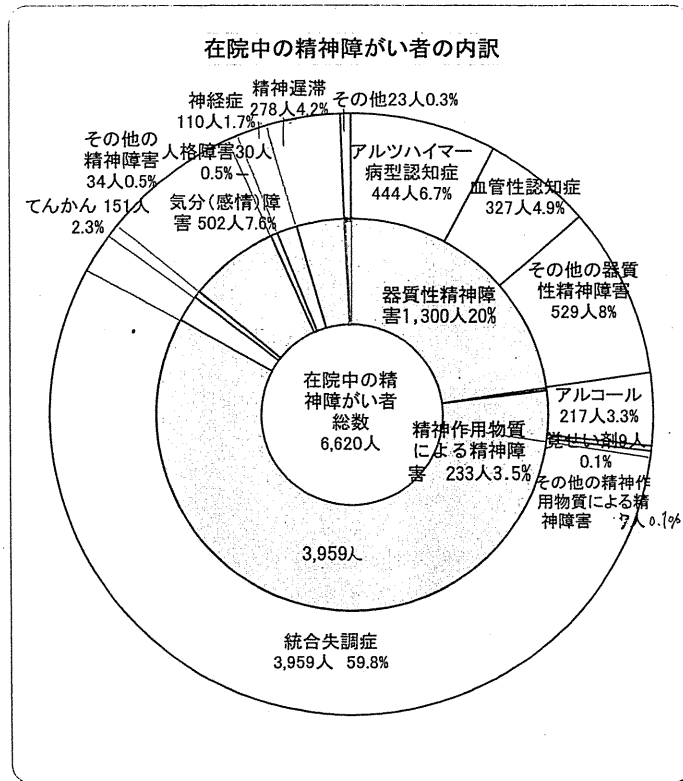
### 3 精神障がい者数

精神障がい措置入院者数は、平成20年3月末で12人で、前年度より14人の減である。

また、病類別では、第1図のとおり統合失調症が半数以上(59.8%)を占めており、次に器質性精神障害が19.6%、気分(感情)障害が7.6%、精神遅滞が4.2%、精神作用物質による精神障害が3.5%になっている。

自立支援医療(精神通院医療)は、平成18年4月の制度改正により有効期限が1年となり、19年度の申請件数は16,453件であった。

第1図 病類別割合(平成19年6月末)



#### 4 医療費の状況

平成19年度の1件当たり医療費は、措置入院162,817円、精神通院医療7,197円となっている。ここ数年、措置入院件数は減少している反面、精神通院医療の件数が伸びており、平成18年度100とすると、措置入院は84.7、精神通院医療106.2となっている。

#### 5 保健所における精神保健活動

平成19年度における保健所が行った相談件数は延べ8,327件、家庭訪問は延べ1,299件であった。

また、回復途上における精神障がい者の社会復帰を図るため、社会復帰相談指導事業を実施しており、参加した者57人のうち社会復帰した者は9人である。

#### 6 精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある通院中の精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、協力事業所に訓練を委託して社会適応訓練事業を実施している。平成19年度の登録事業所数は101か所、利用者数は、26人（新規6人・継続20人）である。

#### 7 精神保健福祉センター事業

平成19年度の活動状況は、精神保健福祉相談延べ1,022件、研修・講習会8回、技術援助314回である。

## 第6章 環境衛生

### 1 環境衛生関係施設の種別許可・認可及び届出状況（平成19年度末現在）

#### (1) 旅館等

旅館業法に基づく営業施設数は2,677施設で、その内訳はホテル営業が251施設、15,233室、旅館営業が1,738施設、24,922室のほか、簡易宿所営業が548施設、下宿営業が140施設である。平成19年度における営業許可件数は79件で、営業廃止件数は171件であった。

#### (2) 興行場

興行場法に基づく営業施設数は137施設で、その内訳は映画館が26施設、スポーツ及びその他の施設が111施設である。平成19年度における営業許可件数は7件で、このうち3件はサーカス等仮設又は臨時の興行場であり、営業廃止数は4件であった。

#### (3) 公衆浴場

公衆浴場法に基づく営業施設数は544施設で、その内訳は普通公衆浴場が25施設、サウナ風呂その他が519施設である。平成19年度における営業許可件数は27件で、営業廃止件数は21件であった。

#### (4) 理容所、美容所

理容師法及び美容師法に基づく営業施設数は、理容所が3,092施設で、美容所が4,065施設であった。

従業者は、理容師が5,653人で、美容師が7,337人であった。

#### (5) クリーニング所

クリーニング業法に基づく営業施設数は1,953施設で、このうち1,353施設は洗場をもたない取次所であり、12施設は無店舗取次店であった。

従業クリーニング師は、916人であった。

#### (6) 墓地

墓地、埋葬等に関する法律に基づく施設数は、火葬場が30施設、墓地が7,809施設、納骨堂は51施設であった。

#### (7) 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の施設数は695施設であった。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の知事登録営業所数は308ヵ所であった。

#### (8) プール

福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱、郡山市遊泳用プール衛生管理指導要綱及びいわ

き市遊泳用プール衛生管理指導要綱により把握、指導している施設数は、市町村営プールが88施設、民営プール71施設であった。

## 2 水道事業

### (1) 水道施設数（認可の現況）

平成19年度における水道法に基づく上水道事業の認可は1件（変更1件）、簡易水道事業の認可は1件（変更1件）であった。

### (2) 水道普及率

平成19年度末における給水人口は1,894,584人で、総人口2,057,199人に対する普及率は、92.1%となった。

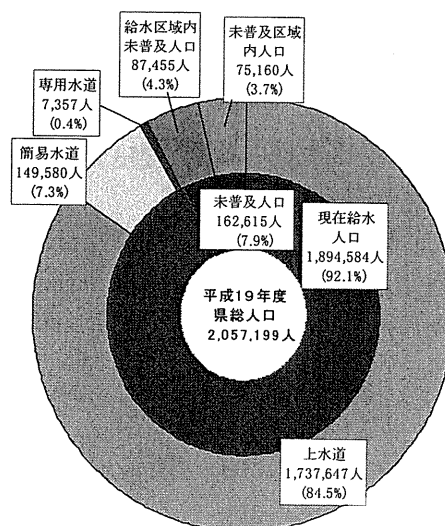
前年度に比べて、普及率が0.3%増加したが、全国平均の97.4%（平成19年度）からみると依然として低い水準にある。

表1 水道施設

水道種別	施設数
総数	379
水道用水供給事業	4
上水道	42
簡易水道	158
専用水道	179

※総数には水道用水供給事業を含まない

図1 水道種別ごとの普及状況



## 第7章 食 品 衛 生

### 1 食品営業施設数

平成19年度末における営業施設数は、許可を要する施設が47,526施設、許可を要しない施設は、31,702施設であった。

食品衛生法第52条に基づく平成19年度における営業許可件数は、新規許可件数が5,139件で許可を要する施設数の10.8%であり、許可満了による継続許可が4,330件で9.1%を占めている。

なお、営業を廃止したものは、7,138件であった。

業種別施設数は、飲食店営業23,338件を最高とし、乳類販売業6,423件、喫茶店営業5,360件、魚介類販売業3,325件であった。

### 2 監視指導

監視対象施設数は、許可を要する施設が47,526施設、許可を要しない施設は31,702施設であり、本年度中監視指導を実施した件数は、許可を要する施設では31,214回、65.7%の監視率、許可を要しない施設は、19,231回、60.7%の監視率で、総数からみると50,445回、63.7%であった。

### 3 収去検査

平成19年度における収去検体数は、乳以外の食品が2,871件、乳等が93件となっている。検査の結果、不良と判定されたものは乳以外の食品が19件で、乳が0件であった。不良と判定されたものの内訳は、弁当そう菜類5件、アイスクリーム類・氷菓4件、魚介類加工品3件、菓子類2件、魚介類1件、肉卵類及びその加工品1件、乳類加工品1件、穀類及びその加工品1件、野菜類・果物類及びその加工品1件であった。

### 4 食中毒

平成19年における食中毒発生状況は21件で、死亡者はなかったが、患者は1,486人で前年より件数、患者数とも増加している。

原因施設別では、飲食店が9件、家庭が6件、旅館が2件、仕出屋が2件、事業所が1件、直売所が1件であった。

原因食品別では、複合調理品が14件、「きのこ類」が6件、魚介類加工品が1件であった。

また、発生月別では1月から6月及び9月から10月に発生し、2月及び10月が各4件と最も多かった。

## 第8章 乳 肉 衛 生

### 1 乳肉衛生

#### (1) と畜頭数

平成19年度におけると畜頭数は259,617頭で、前年度より6.4%増加した。畜種別内訳は、豚252,145頭、馬2,458頭、牛（とくを含む）4,926頭、めん羊（山羊を含む）88頭であり、豚は総頭数の97.1%を占め前年と同様に最も多かった。

#### (2) 食鳥処理

県内3食鳥処理場において、鶏等7,694,330羽について各種疾病等の検査を行い、食鳥肉の安全を確保した。

検査羽数は、前年度より2.9%減少した。

#### (3) 牛乳処理事業

平成19年度における牛乳処理量は50,640キロリットル、部分脱脂乳は713キロリットル、加工乳は2,331キロリットルであった。

### 2 動物愛護管理対策

#### (1) 畜犬登録

平成19年度の畜犬登録申請頭数は10,982頭で、前年度より8.9%増加した。

また、県内の畜犬登録頭数は119,025頭（平成20年3月31日現在）となり、前年度より1.2%増加した。

不用犬引取数は、829頭であり、前年度より12.2%減少した。

#### (2) 予防注射

平成19年度の予防注射頭数は93,365頭であり、前年度より2.7%増加した。

#### (3) 飼犬取締

犬による危害の防止に関する条例に基づき、正しい犬の飼い方の指導及び放置犬の取締まりを実施した。平成19年度の咬傷犬頭数は143頭であり、前年度より3.6%増加した。

保健所管轄区域別の咬傷犬率（頭数千対）は、会津2.1頭、郡山市1.9頭、県南1.6頭が上位となっている。

#### (4) 飼い犬のしつけ方教室

犬の飼い主を対象にしつけ方教室を実施し、適正な飼養管理を指導した。

#### (5) 小学校への獣医師派遣

小学校へ保健所の獣医師を派遣し、学校飼育動物の飼育方法等に関する指導助言を行った。

## 第9章 薬務・麻薬・献血

### 1 薬務

#### (1) 薬事関係業者等

平成19年12月31日現在における薬事法に基づく薬局等、薬事関係業者は表1のとおりである。

表1 薬局等、薬事関係業者数

医薬品						医薬部外品			化粧品		医療機器					毒物劇物				
薬局	製造販売業	製造業	薬局製剤	一般販売業		薬種商販売業	特例販売業	配置販売業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	修理業	高度管理等販売・賃貸業	管理等販売・賃貸業	製造業	輸入業	販売業
				小売	卸売															
854	12	55	121	108	134	265	217	262	3	16	8	22	20	49	101	887	4,339	61	9	1,445

#### (2) 医薬品等の生産

本県の平成19年の医薬品生産金額（輸入を含む）は、200,308百万円で前年に比較して約3.8%増加となった。

また、医療機器については、165,976百万円で前年に比較して約24.6%増加となった。製造業関係施設は東北で1位であり、全国有数の医薬品等生産県となっている。

#### (3) 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況等でみると、昭和49年以降急速に増加している。

平成19年の取扱処方せん枚数は12,075,183枚で対前年比4.1%の増、取扱薬局数は811で対前年比0.6%の増、処方せん発行医療機関は1,023で対前年比99.9%と横ばいとなっている。

#### (4) 薬事監視、毒物、劇物監視

平成19年度の薬事許可、届出施設数は8,379件（中核市を含む。以下同じ）で、要許可・届出施設数に対する立ち入り検査施行件数は1,319件、15.8%の立入監視率であった。違反発見施設数は、201件であり、前年度とほぼ横ばいであった。

また、毒物劇物登録・届出施設は1,557件、立入検査施行施設数は489件、31.4%の立入監視率であった。

違反発見施設数は、136件であり、前年度より21件減少した。

#### (5) 農薬等中毒

平成19年における農薬等による中毒発生件数は0件で、前年比5件の減となった。

## 2 麻薬

### (1) 麻薬取扱者数

麻薬取扱者数は 4,220 名で、うち麻薬施用者は 3,176 名、麻薬管理者は 267 名である。

### (2) 麻薬等立入調査数

麻薬等取扱業務所は 9,224 件（覚せい剤、向精神薬関係を含む）で、立入調査した件数は 1,802 件であり、19.5%の実施率である。

### (3) 大麻栽培

大麻栽培は、平成 19 年の栽培者数は 1 名、栽培面積で 2.47-ルとなっている。

## 3 献血

### (1) 概況

本県における献血推進事業については、県民各位並びに関係機関の深い理解と協力により毎年順調に進展していたが、平成 3 年度をピークに減少傾向であり、平成 19 年度の献血申込数は 104,411 人、そのうち採血不適格者は 17,475 人で献血者数 86,936 人を確保し、供給単位は 271,198 単位であった。

### (2) 年次別献血の状況

平成 19 年度献血者数は 86,936 人（200mL：14,207 人、400mL：51,538 人、成分：21,191 人）と前年より 1,277 人減少した。

### (3) 月別、性別、職業別献血者数

血液の需要については、季節的な関係はなく毎日手術等が行われている。これに対して献血者数の平成 19 年度の状況は麻疹の流行の影響で 6 月は少なく、また 9 月、11 月、1 月～2 月も少ないという献血者数のばらつきが大きかった。献血者の性別では、男性が 59,566 人（68.5%）で、女は 27,370 人（31.5%）である。女性の場合、血液の低比重による採血不適格者が多いのが目立っている。

職業別では、会社員がもっとも多く全体の 57.4%であり、学生・高校生が 6.9%、公務員が 14.2%であり、特に学生・高校生の減少が著しい。

### (4) 年齢別、性別献血者数

献血できる年齢は 200mL 献血では 16 歳以上 69 歳まで、400mL 献血と成分（血漿）献血は 18 歳以上 69 歳まで及び成分（血小板）献血は 18 歳以上 55 歳までと規定されている。献血者は、年齢的には 30～39 歳（27.3%）、次いで 40～49 歳（25.2%）が多く、性別でみた場合、男性は 30～39 歳が最も多く、ついで 40～49 歳となっており、女性は 30～39 歳がもっとも多く、次いで 20～29 歳となっている。

### (5) 血液製剤供給状況

供給された血液製剤（271,198 単位）の内訳は、全血製剤が 0.0%（0 単位）、赤血球製剤が 40.6%（109,975 単位）、血漿製剤 20.0%（54,421 単位）、血小板製剤 39.4%（106,802 単位）である。

献血血液 86,936 バックのうち 3.6%（3,133 バック）は、肝機能異常値、HB-S 抗原陽性、その他などにより不合格となり、96.4%（83,803 バック）が血液製剤原料血液として使用された。

## 4 衛生検査

### (1) 概況

昭和55年に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律が一部改正され、従来任意登録制であったものが、必須登録制となり、現在、知事又は市の登録を受けている衛生検査所は16ヵ所である。これら、衛生検査所における精度管理の向上を図るため、医師、臨床検査技師らで構成される福島県衛生検査精度管理委員会を設置し、衛生検査所に対する外部精度管理調査及び衛生検査精度管理委員会による立入調査を実施している。

また、別に食品衛生・環境衛生等関連の試験検査の精度を維持、向上をはかるため県が実施主体となり、毎年試験検査精度管理事業を実施しており、平成20年度は県衛生研究所（本所(2)、2支所）、県環境センター、市保健所2施設、市環境保全・環境監視センター2施設、市上下水道事業所8施設及び民間検査機関20施設、計37施設が参加している。精度管理調査は、理化学検査（Ⅰ）、理化学検査（Ⅱ）、食品化学検査及び細菌検査（Ⅰ）、細菌検査（Ⅱ）の5部門に区別し実施している。

### (2) 衛生検査推移

健康危機管理などに、緊急に対応できるよう、行政検査を中心とした検査体制を構築するために、平成16年4月1日より、県内6保健所の検査機能を衛生研究所に一元化し、本所と県中、会津、相双の3支所体制としたが、平成18年4月1日より相双支所を廃止し、2支所体制としたところである。

表2 保健所別、衛生検査所数

(19.12.31 現在)

保 健 所	県 北	会 津	相 双	郡 山 市	いわき市	計	
衛 生 検 査 所	6	1	1	4	4	16	
検 査 業 務	微 生 物	2	1	1	2	7	
	血 清 学	3	—	—	3	9	
	血 液 学	2	—	—	3	8	
	病 理 学	1	—	—	—	1	2
	寄 生 虫	2	1	1	2	2	8
	生 化 学	3	—	—	3	3	9
	血清分離のみ	1	—	—	1	—	2

# 第10章 医療施設

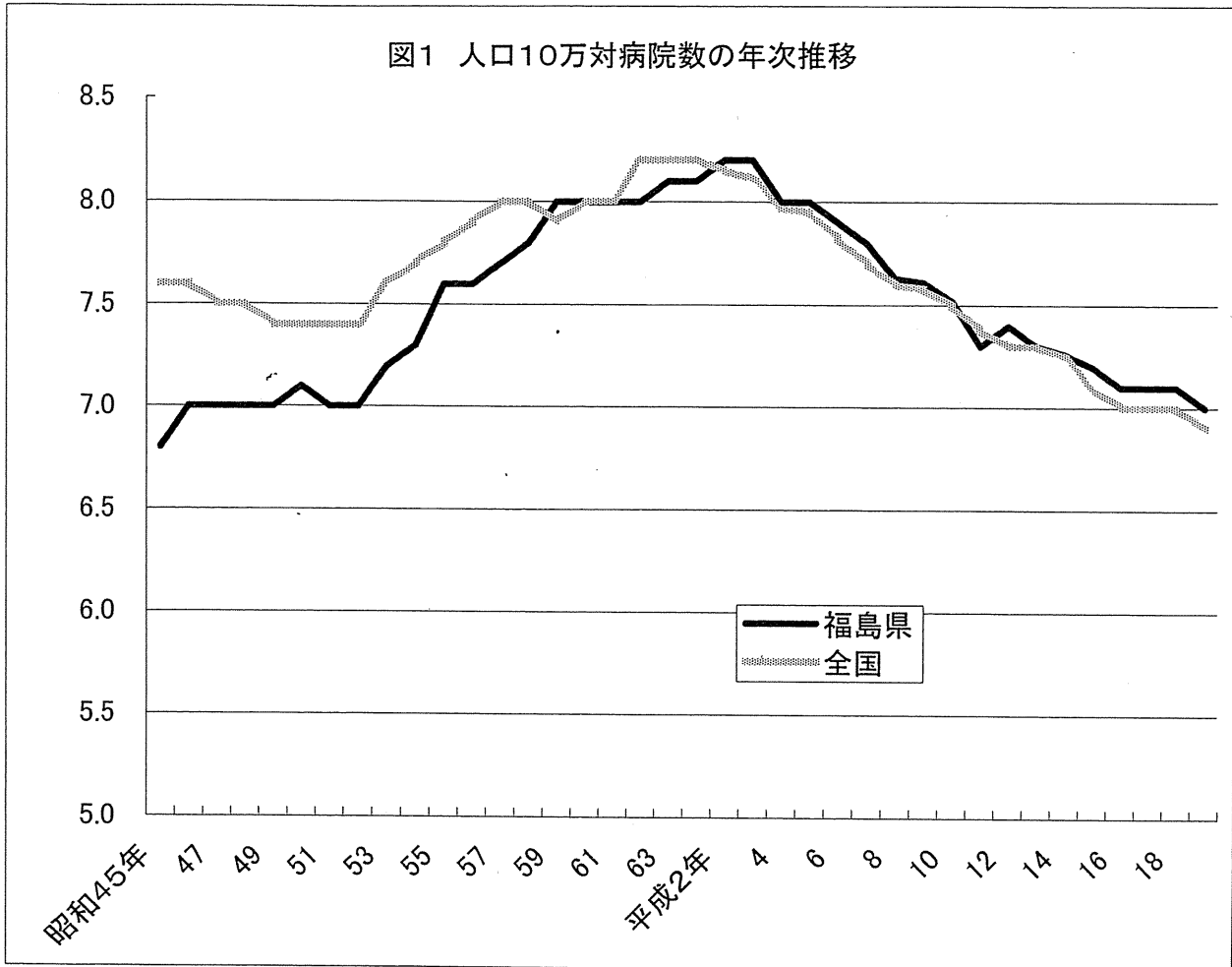
## 1 病院

### (1) 病院数

平成19年10月1日現在の病院数は145施設で、前年より2施設減少となった。

病院を種類別にみると、一般病院が122施設、精神病院が23施設となっている。

病院を開設者別にみると、最も多いのが医療法人の74施設(51.0%)、次いで公益法人の27施設(18.6%)、市町村の13施設(9.0%)となっており、この三者で全体の78.6%を占めている。



## (2) 病床数

平成19年10月1日現在の病床数は29,397床で、前年より345床減少した。この減少を病床の種類別にみると、主に療養が174床、精神が137床、一般が34床の減少となっている。

人口10万人当たりの病床数をみると、表1に示すとおり最も多いのが、一般の714.7床、次いで精神の274.9床などとなっている。

表1 病院の病床数

病 床	実 績	率 (人口10万対)	
		全 国	福 島 県
総 数	29397	1268.0	1422.2
精 神	7611	274.9	368.2
感 染 症	36	1.4	1.7
結 核	241	8.3	11.7
療 養	4368	268.8	211.3
一 般	17141	714.7	829.3

病床の構成状況の推移をみると、図2に示すとおり、昭和59年に比べて療養病床の割合が増加し、感染床及び結核病床が減少している。また、全国においても同様の変化をしている。

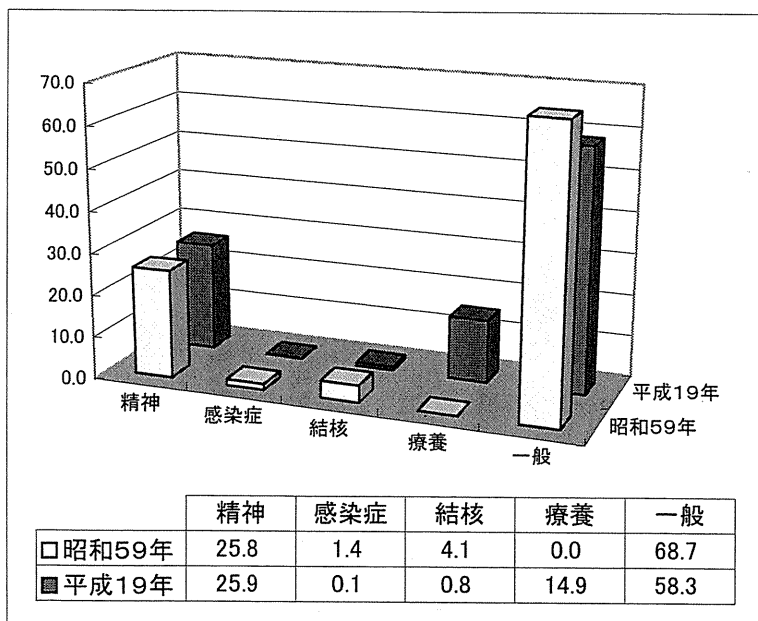
なお、らい病床は、平成8年法律第28号「らい予防法の廃止に関する法律」の施行に伴い平成8年4月1日廃止されたことを受け、一般病床となった。

また、伝染病床は、平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、平成11年4月1日から感染症病床に改められた。

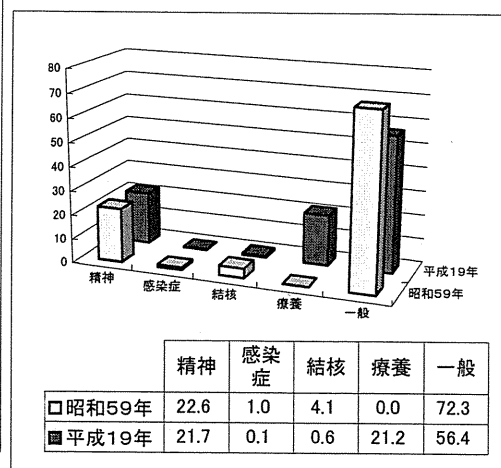
従来その他の病床のうち数であった療養病床群は、平成13年3月1日に施行された「医療法等の一部を改正する法律」による病床の種別の変更に係る経過措置の期間が平成15年8月末をもって満了となったことにより上記の区分となった。

図2 病床の構成割合(%)の比較

### ●福島県



### ●全国



開設者別に病床数をみると、最も多いのが医療法人の10,653床(36.2%)、次いで公益法人の9,392床(32.0%)、市町村の3,014床(10.3%)、厚生連の1,518床(5.2%)などとなっている。

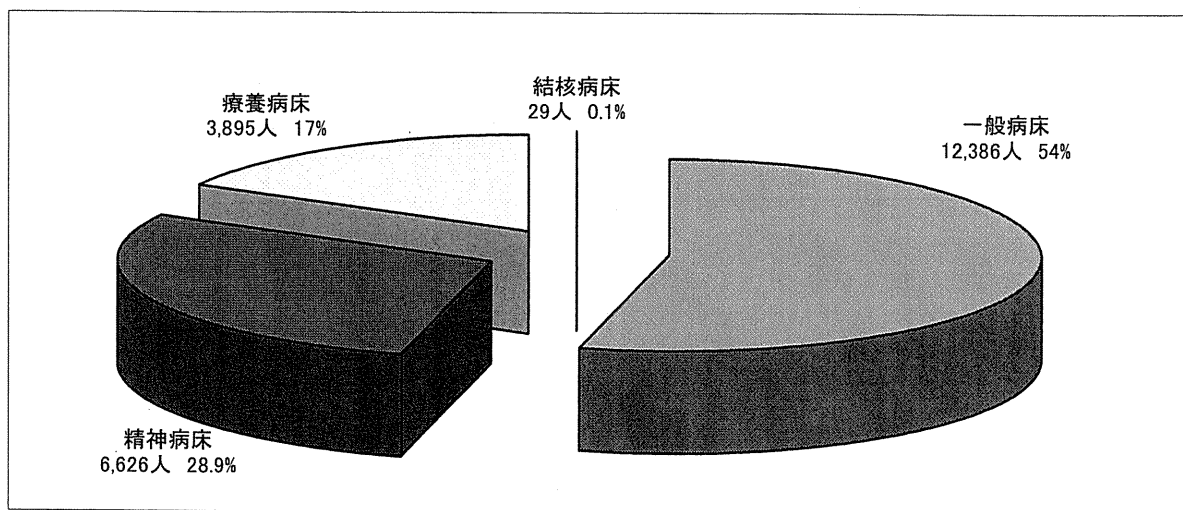
(3) 1日平均在院患者数

平成19年1年間の1日平均在院患者数は22,936人で、前年の23,352人に比べ416人(1.8%)減少した。

$$\text{(注) 1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

1日平均在院患者数を病院の種類別にみると、一般病院に17,576人(76.6%)、精神病院に5,360人(23.4%)となっている。また、1日平均在院患者数を病床の種類別にみると、一般病床に12,386人(54.0%)、精神病床に6,626人(28.9%)、療養病床3,895人(17.0%)、結核病床に29人(0.1%)となっており、前年に比べ一般病床は204人、精神病床は90人、療養病床は111人、結核病床は11人それぞれ減少している。

図3 1日平均在院患者数



(4) 1日平均外来患者数

平成19年1年間の1日平均外来患者数は22,868人で、前年の23,584人に比べ716人(3.0%)減少した。

$$\text{(注) 1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数から、日曜・祝日及び年末年始の各3日間を除いた日数}}$$

また、1日平均外来患者数を病院の種類別にみると、一般病院に21,683人(94.8%)、精神病院に1,185人(5.2%)となっている。

(5) 1日平均新入院患者数及び1日平均退院患者数

平成19年1年間の1日平均新入院患者数は646人で、これを病院別にみると、最も多いのが一般病院の634人で全体の98.1%を占めている。

また、1日平均退院患者数は648人で、これを病院別にみると、最も多いのが一般病院の636人で全体の98.2%を占めている。

(6) 病床利用率

平成19年1年間の病床利用率は77.7%で、前年の78.7%に比べ1.0%減少した。これを病床の種類別にみると、最も多いのが療養病床の87.3%、次いで精神病床の86.0%、一般病床の72.4%となっている。年次別にみると、表2に示すとおりである。

$$\text{(注) 年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{(月間日数} \times \text{月末病床数)の1月～12月の合計}} \times 100$$

在院患者とは、毎日24時現在病院に在院中の患者をいい、入院した日に退院あるいは死亡した患者は含まない。  
表2 病床利用率の推移

年次	福島県						全国					
	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	総数	精神	感染症	結核	療養	一般
昭和40年	85.7	102.0	22.3	75.3	-	85.0	82.6	108.0	16.6	75.4	-	80.6
45年	82.1	101.6	2.6	65.2	-	75.8	81.6	104.3	6.1	66.2	-	80.3
50年	81.5	105.7	1.7	56.5	-	78.5	80.4	101.8	3.5	60.3	-	78.5
55年	83.6	104.6	6.3	54.1	-	80.0	83.3	102.4	2.0	55.4	-	81.4
60年	84.9	106.1	6.7	45.0	-	80.9	85.8	101.9	1.3	55.8	-	83.7
平成 2年	80.3	96.6	0.1	41.5	-	76.7	83.6	97.3	1.0	48.4	-	81.9
8年	79.4	92.6	0.1	29.4	-	76.8	84.3	94.3	1.3	42.8	-	83.0
9年	78.1	92.0	0.2	27.2	-	75.2	83.9	93.7	1.3	42.5	-	82.7
10年	78.2	91.4	0.1	26.5	-	75.2	84.0	93.5	1.2	43.5	-	82.8
11年	78.9	91.3	0.1	30.1	-	75.8	84.6	93.2	1.7	45.0	-	83.2
12年	80.3	90.8	0.0	25.6	-	77.6	85.2	93.1	1.8	43.8	-	83.8
13年	80.4	90.9	0.1	25.6	-	77.6	85.3	93.2	2.0	43.7	-	83.9
14年	80.1	90.6	0.1	27.3	-	77.1	85.0	93.1	2.5	45.3	-	83.4
15年	80.3	89.6	-	24.0	-	77.8	84.9	92.9	2.4	46.3	-	83.3
16年	80.7	87.6	0.0	22.5	91.8	76.1	84.9	92.3	2.6	48.6	93.5	79.4
17年	80.5	87.2	0.1	20.0	92.5	75.6	84.8	91.7	2.7	45.3	93.4	79.4
18年	78.7	86.6	-	16.2	89.1	73.5	83.5	91.1	2.2	39.8	91.9	78.0
19年	77.7	86.0	-	12.0	87.3	72.4	82.2	90.2	2.2	37.1	90.7	76.6

(注)「感染症病床」は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年4月に施行され、「伝染病床」より改められた。

### (7) 平均在院日数

平成19年1年間における入院患者の平均在院日数は35.4日となっており、前年の36.0日より0.6日減少した。

病床の種類別にみると、精神病床在院患者は380.6日、結核病床在院患者は72.6日、療養病床在院患者は179.8日、一般病床在院患者は20.2日となっている。

$$(注) \text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

表3 平均在院日数の推移

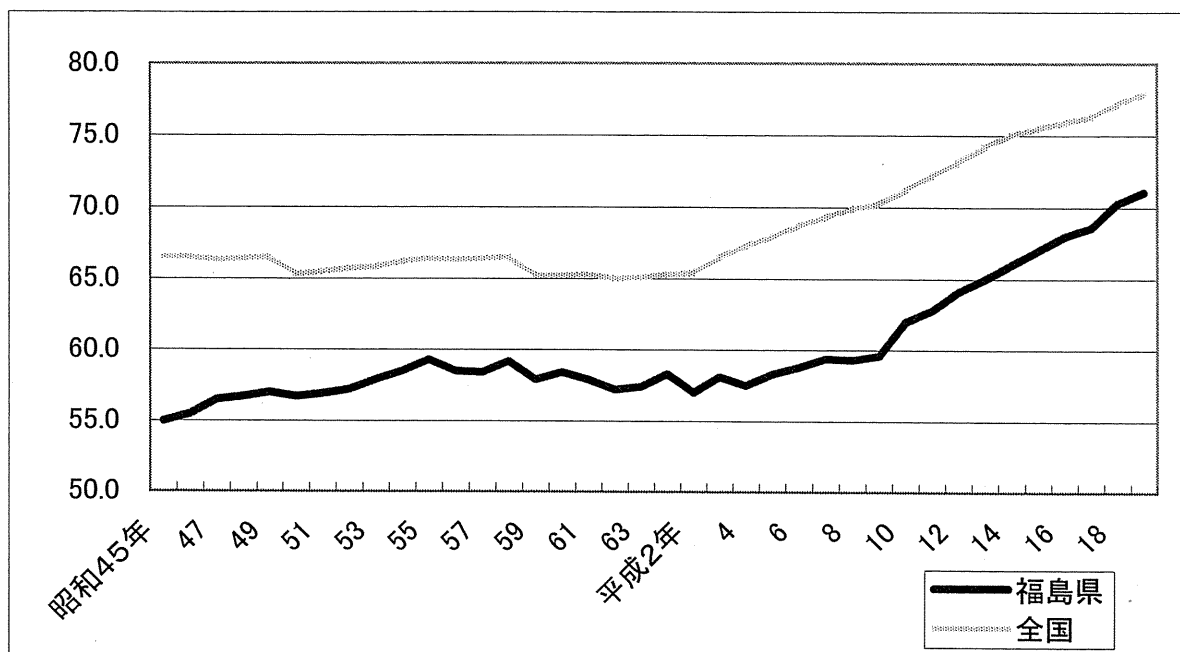
年次	福島県						全国					
	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	総数	精神	感染症	結核	療養	一般
昭和40年	57.4	464.0	22.3	333.6	-	34.2	56.7	433.8	17.7	408.5	-	30.3
45年	61.6	528.4	12.2	471.2	-	37.8	55.3	455.4	17.6	385.3	-	32.5
50年	62.3	511.8	12.6	317.3	-	39.7	54.8	486.8	16.8	317.7	-	34.7
55年	59.8	535.5	24.7	333.3	-	39.2	55.9	534.8	17.8	252.6	-	38.3
60年	54.8	582.8	26.3	277.1	-	37.3	54.2	536.3	18.3	207.2	-	39.4
平成 2年	50.3	552.1	16.5	168.6	-	35.3	50.5	489.6	15.6	150.2	-	38.1
8年	43.0	518.3	16.3	109.4	-	30.6	43.7	441.4	14.0	119.8	-	33.5
9年	42.3	524.2	12.8	89.8	-	30.1	42.5	423.7	12.6	112.5	-	32.8
10年	40.8	505.8	7.3	76.5	-	29.0	40.8	406.4	12.1	109.3	-	31.5
11年	39.9	471.6	9.7	79.8	-	28.4	39.8	390.1	10.6	102.5	-	30.8
12年	39.2	442.4	3.0	68.5	-	28.1	39.1	376.5	9.3	96.2	-	30.4
13年	39.3	439.3	9.0	69.2	-	28.2	38.7	373.9	8.7	94.0	-	30.1
14年	38.0	426.1	3.7	60.7	-	27.4	37.5	363.7	8.7	88.0	-	29.2
15年	36.4	415.6	-	52.9	-	26.3	36.4	348.7	8.7	82.2	-	28.3
16年	36.5	401.0	3.0	54.5	155.9	21.0	36.3	338.0	10.5	78.1	172.6	20.2
17年	36.4	384.6	7.0	46.2	162.8	21.0	35.7	327.2	9.8	71.9	172.8	19.8
18年	36.0	370.9	-	50.7	165.3	20.5	34.7	320.3	9.2	70.5	171.4	19.2
19年	35.4	380.6	-	72.6	179.8	20.2	34.1	317.9	9.3	70.0	177.1	19.0

(注)「感染症病床」は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年4月に施行され、「伝染病床」より改められた。

## 2 一般診療所

平成19年10月1日現在の一般診療所数は、1,470施設で前年より7施設(0.5%)増加しており、無床診療所が13施設(1.0%)の増加で1,267施設、有床診療所が6施設の減少で203施設となっている。人口10万人当たりの一般診療所数は71.1施設となっており、図4に示すとおり全国平均より下回っている。

図4 人口10万対一般診療所数の年次推移

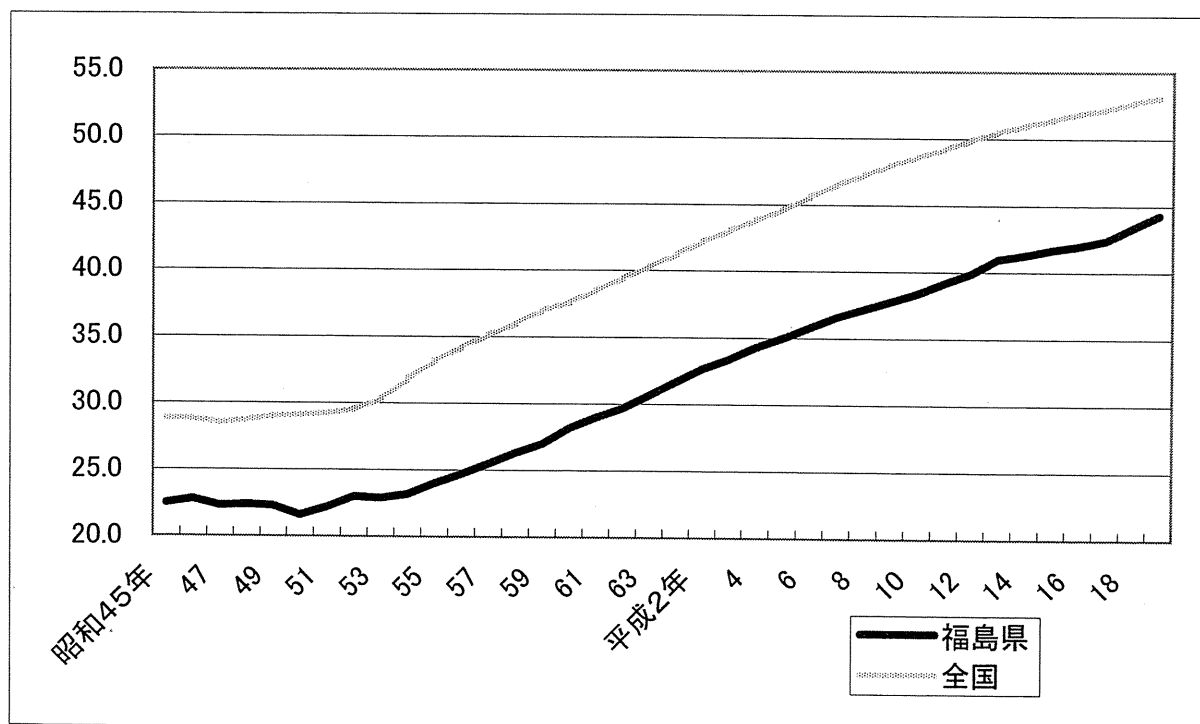


(注) 休止、1年以上休診中の施設は除く。

## 3 歯科診療所

平成19年10月1日現在の歯科診療所数は、915施設で前年より12施設(1.3%)増加している。人口10万人当たりの歯科診療所は44.3施設となっており、図5に示すとおり全国平均より下回っている。

図5 人口10万対歯科診療所数の年次推移



(注) 休止、1年以上休診中の施設は除く。

# 第11章 医療関係者

## 1 概況

本県における医師、薬剤師、保健師及び看護師等の医療従事者は、助産師を除いては年々増加しているが、平成18年について全国と比較すると図1のとおり保健師、准看護師以外では全国を下回っている。

- (注) 1 医師、歯科医師、薬剤師は従業地別  
 2 保健師、助産師、看護師、准看護師は就業届出数

平成18年12月31日現在

## 2 医師

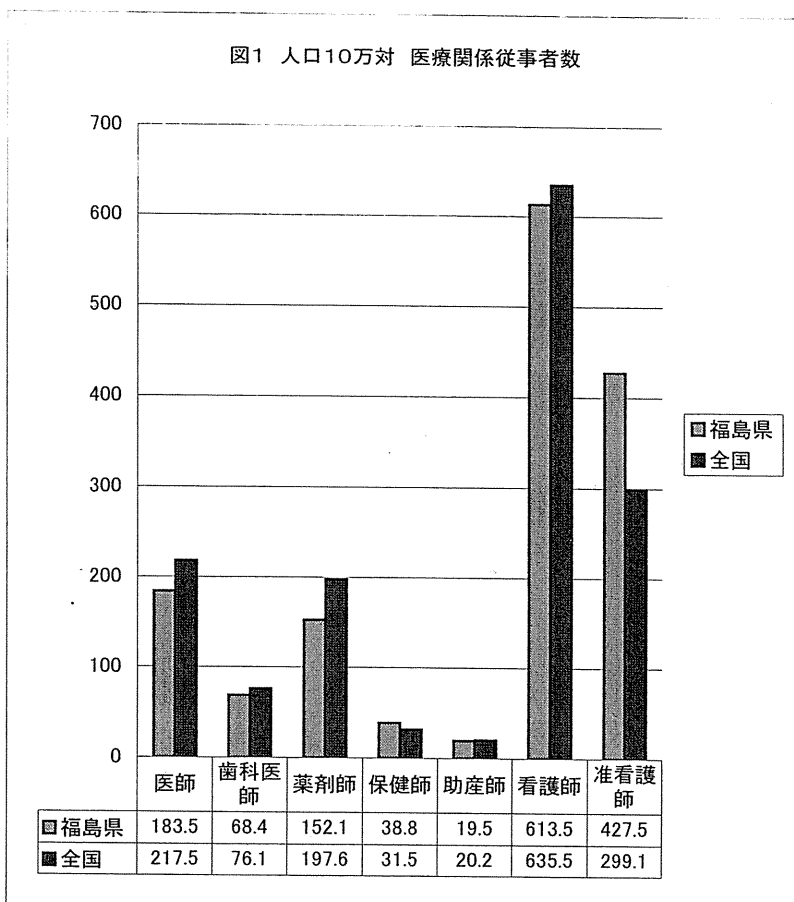
平成18年末現在の本県の従業地別届出医療施設従事医師数は3,663人で人口10万人当たり176.1人、これは前回調査時の171.0人より5.1人高くなっているが全国の206.3人と比較すると依然として低い。

(総数は3,816人で、人口10万人当たり183.5人。全国は277,927人で人口10万人当たり217.5人。)

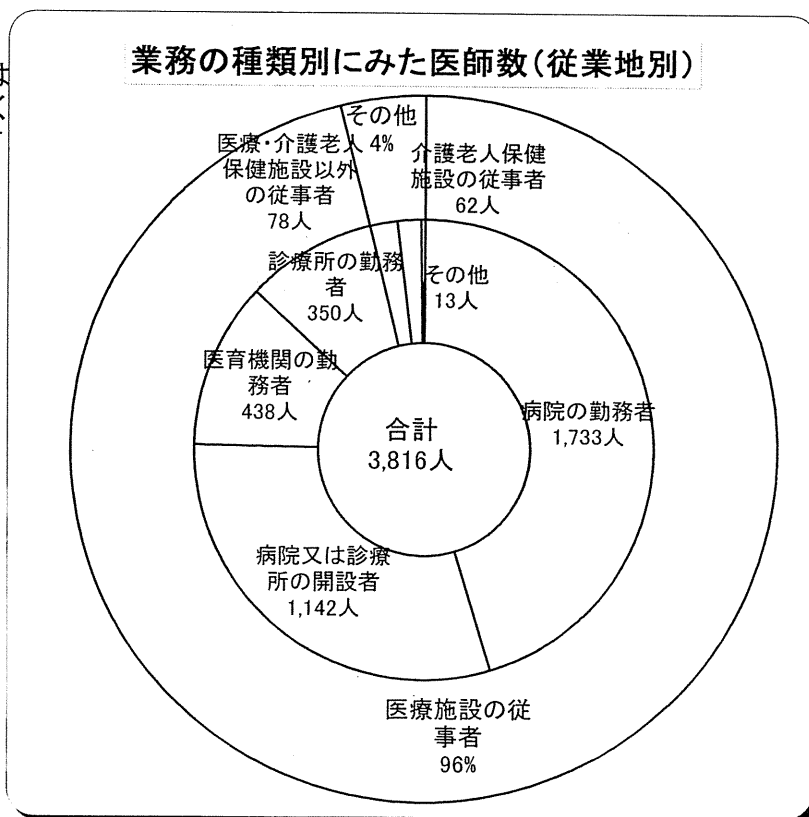
なお、業務の種類別にみると、図2のとおり最も多いのが病院の勤務者1,733人(45.4%)、次いで病院又は診療所の開設者1,142人(29.9%)、医育機関の勤務者438人(11.5%)などで、この三者で全体の86.8%を占めている。

平成18年12月31日現在

図1 人口10万対 医療関係従事者数



業務の種類別にみた医師数(従業地別)

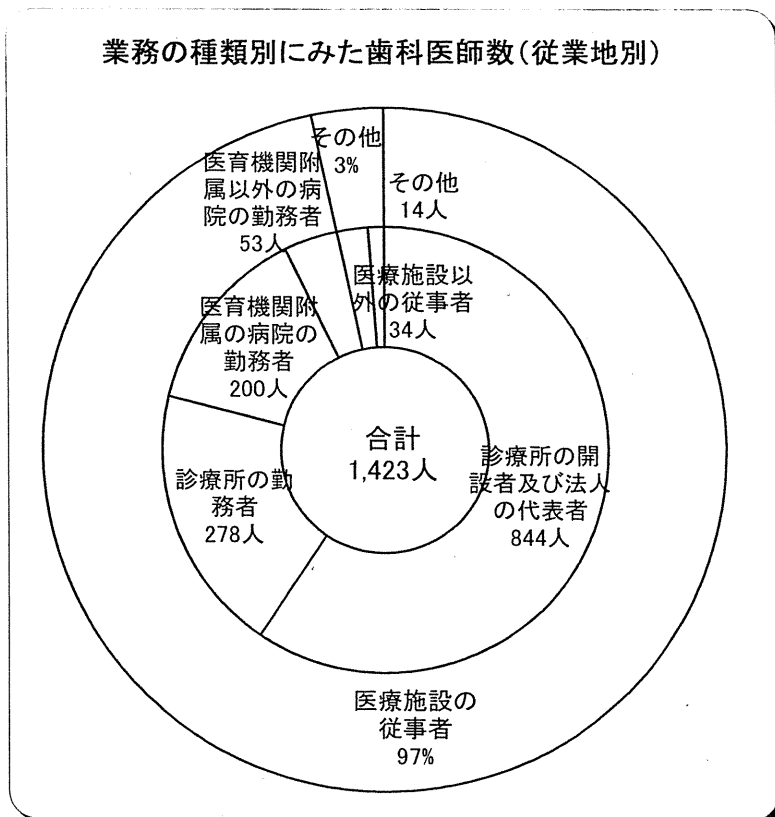


### 3 歯科医師

平成18年末現在の本県の従業地別届出医療施設従事歯科医師数は1,375人で、人口10万人当たり66.1人、これは前回調査時の61.7人より4.4人高くなっているが、全国の74.0人と比較すると依然として低い。(総数は、1,423人で、人口10万人当たり68.4人。全国は97,198人で人口10万人当たり76.1人。)

なお、業務の種類別にみると、図3のとおり最も多いのが診療所の開設者および法人の代表者844人(59.3%)、次いで診療所の勤務者278人(19.5%)となっており、この両者で全体の78.8%を占めている。

平成18年12月31日現在



### 4 薬剤師

平成18年末現在の本県の従業地届出薬剤師数は2,551人で薬局・医療施設従事薬剤師は人口10万人当たり122.6人で、前回の調査時の115.2人より7.4人高くなっているが、全国の136.3人と比較すると依然として低い。(総数は、3,163人で、人口10万人当たり152.1人。全国は252,533人で人口10万人当たり197.6人)

なお、業務の種類別にみると、図4のとおり最も多いのが薬局の勤務者1,543人(48.8%)、次いで病院又は診療所において調剤に従事する者667人(21.1%)、薬局の開設者312人(9.9%)となっている。

平成18年12月31日現在

